

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

当局より、教育長、渡部公三君の欠席の届け出がありました。

11番、鈴木好行君より、欠席の届け出がありました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初に一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくことにいたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内といたします。

質問は一般質問者席についてから開始をし、終了時間は議長がお知らせをいたします。

よろしく願いいたします。

それでは、順番に発言を許可いたします。

9番、三瓶良一君の一般質問を許可します。

9番、三瓶良一君。

[9番 三瓶良一君 登壇]

○9番（三瓶良一君） 9番、三瓶良一でございます。

一般質問を行います。

最初に、複合駅舎の早期建設についてということで質問させていただきます。

12月会議の一般質問で只見駅の複合駅舎化は3年から5年間かかるとの町長答弁がありました。賑わい事業はその間をつなぐものであるというふうに説明されたし、また、私はそういう内容であるということに受け止めさせていただきましたが、しかし、今年の秋から、只見線が全通するということであれば、これは聊か間延びしていると、タイミングを失して

いるのではなからうかというふうに思うわけであります。複合駅舎は只見観光の顔になる施設であります。今秋のJR只見線全線再開後は特別列車の運行も始まります。私は何回も指摘をしていました。お客さんがいっぺんに150人とか200人来られた時、あの駅舎ではどうにもこうにもならないと、そういう切羽詰まった状況。これは只見の町政の問題であります。もっと早期に建設に向かって努力されるべきであろうというふうに思うわけでありますが、町長のこのことについてのお考えをお伺いいたします。

そして、これ以上の町の衰退に歯止めをかけなければならないという思いの人が旧只見には大勢おられます。駅舎、あるいは場庁舎のためなら私の木材を無償で提供したいという人達あるいは牧野組合のような団体の人達も大勢おられるわけであります。これこそが住民参加と、町と住民とが一体となった協働ではなからうかと。こういう盛り上がった時に、やはり接触的に取り組みされる。それが町長の施政であってほしいと。町長はどういうふうにお考えなのかお伺いをいたします。

第2に、観光まちづくり協会解散後のあり方についてであります。

まちづくり協会の解散には不透明な部分が非常に多かったと。突然の解散と。どういう内容であったのか、協会の方以外にはなかなかわからないわけでありますが、しかしまあ、振興公社に業務を移管するという事で決定されました。さらに季の郷湯ら里、あるいは株式会社只見特産とも将来的には統合する方針を町長は説明されましたが、観光協会と、この季の郷湯ら里あるいは只見特産との関係というのは、やっぱり異質なものがそこにある。そういう異常な統合であるというふうに私には思えてならないわけでありますが、観光まちづくり協会と、観光振興、誘客宣伝、あるいは観光案内、観光土産品の開発、宣伝、イベントなど、こういったことがまちづくり観光協会の本質的な仕事であると、私はそう思います。だとすると、主たる業務内容というのは観光関連業者全体の公益に資するものに限られるべきであると、そういうふうに私は思うわけであります。それがやっぱり公平で、そして、みんなが力を合わせる、そういう土台であるというふうに思うわけでありますが、どうしてこういうふうに観光まちづくり協会がビジネス的な会社と統合しなければならないのか。その点をお伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 只見町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） おはようございます。

9番、三瓶良一議員のご質問にお答えいたします。

複合駅舎の早期建設についてのご質問であります。三瓶議員お考えのとおり、複合駅舎は只見観光の顔になると私も考えております。

今回いただきました、早期建設に努力されるべきとのご意見をしっかりと受け止めさせていただいたうえで、今は秋の只見線全線運行再開に向けた賑わいづくりを進めさせていただきたいと考えております。

複合駅舎建設につきましては、現在、JR東日本と協議を進めておりますが、詳細な検討の時間が必要でありますので、まずは現在進めております只見駅前賑わい創出事業を成功させることが複合駅舎の建設や運営等にも活かされるものと考えております。

今後も、複合駅舎建設に向けてJR東日本との協議を重ねてまいりますので、ご理解とお願い申し上げます。なお、町民の方々より、複合駅舎を建設するにあたって、木材の無償提供のお話があるとのこと伺いました。大変ありがたいお話だというふうに受け止めさせていただきました。昨日の一般質問の中でも、木材の活用のお話出ておりますので、そういったことも含めて十分検討をさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

次に、観光まちづくり協会解散後のあり方についてであります。

まず、一般社団法人只見町観光まちづくり協会の解散の経過につきましては、過去の常任委員会や全員協議会において説明させていただいておりますとおり、協会の実態として体制的にも財政的にも厳しい状況であることを踏まえ、また、只見町における観光行政の一体的な推進を図るため、一般社団法人只見町観光まちづくり協会の業務を株式会社津ただみ振興公社へ移管させることで合意となり、両法人は単純合併ができないことから、協会を解散することとなったものであります。

観光行政の一体的推進を図る方針につきましては、観光組織の集約化による人材確保等により、新たなサービス・商品開発の可能性などのメリットが大きいと考えております。また令和4年度の当初予算にもご提案しております人材確保や第三セクター経営検討委員会の開催などに併せ、専門家のご意見も踏まえながら改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 只見線というのは、本当に容易な状態でない、あの水害の中で奇跡的

にも復活したと。そういう内容であると。これあの、地元の人も一生懸命になって取り組まれたし、町当局も取り組まれました。当時の町長である目黒吉久町長も一生懸命やっておられました。あなたも一生懸命になって取り組まれました。よく理解をしております。そういう困難の中で只見線というものは復活したんです。この只見線というものは、やっぱり只見が本気にならなければ、これはまた、ここにも、新聞にも出ましたけれども、JR只見線の57パーセントは利用が低迷しているんだと。そして、2020年の新型コロナの影響で赤字になっているんだと。地方鉄道のバス転換議論というのもまた始まるんだという、そういうまた厳しい第2波がきているんですよ。

そういう中で、只見が、この只見線の復活と、そして、この利活用に対して、どうも姿がはっきり見えてこない。ここに私は行政がもっとしっかりしなければならないというふうに思うわけであります。例えば川口の駅見てください。もう2年前に無雪化にしちゃったんですよ。あそこは。あの駅前ずっと、まあ、大雪降ったときはどうかわかりませんが、この前、私が通ったら雪なんかひとつもない。そういうような環境整備をやられて、そして観光客の受け入れ態勢を整備しているという時に只見は遅れに遅れたと。それはあなたの責任だとは言いませんよ。今までのずっと、一貫した、やっぱりあの、町政のあり方というものに問題があったんだなというふうに思いますが、しかし、ここで、やっぱり地元の人達も、地元産材を提供するんだと。無償で提供するんだと。だから、これは必要なこと。そして、エコパークに相応し、その駅づくりをやっぱりやってもらいたいと、急いでもらいたいというのが住民の願いですし、これをもってやっぱり、ひとつ只見町を活性化させる礎にしていきたいというのが皆さんの願いなんです。だとすれば、その願いに応えると。早く応えるというのが町長の方針でなければならないと思います。

もう、町長、あなたがJR東日本に行って、用地の問題を提供されたと。これは大変、効果もあって、今年、賑わいづくりの広場づくりはできると。これは一定の成果だと思います。しかし、ここで満足してはいけません。これ、もっともっと進めていく。あとこれから5年間でしょうか、4年に縮まるでしょうか、よくわかりませんが、八十里も開通すると。それに合わせればいいんだという気持ちがあるだろうと、私はそういうふうに思っているんですが、そういうことでなく、もう、これはこれで進めなければならないというふうに思うわけであります。この辺のことに対して、何がネックになっているのかと。ネックは何かと。交渉が長引いているネックは何なんだと。そこをその、正直に、ひとつ答え

ていただきたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今ほど、只見駅の複合駅舎の早期建設について、そんな3年、5年なんていう長い期間でなくて、もっと早く、そしてあの、複合駅舎の建設にあたって、地元の町民の方々は地元の産材を提供しても良いという強い想いで只見の駅前はじめ、町の振興を願っているわけだから、もっと精力的にJRとも交渉して、少しでも早く取り組むべきだというお話だったとお聞きしました。私もそのように考えております。ですから、直接、昨日もどなたかに申し上げましたが、JR東日本本社の常務並びに仙台支社長に直接に行きまして、その旨はお願いしております。

そして、JRの用地につきましても、できるだけ町で買い上げをさせていただきたいということで、今、測量であったり、様々な事務的なこと、あとは作業的なことを進めております。それがまだ完全に終わっておりませんが、それを急がせるといいますか、急いでもらうということはひとつあります。

そして、県の県道の部分が駅舎の前ありますので、そこは南会津建設事務所をお願いして、今、県道の改良もやってもらっております。そして、電話ボックスとか、支障になっている構築物も、駅側に寄せてもらって、少しでも駐車スペースを確保するとか、そうやって駅前の賑わいづくりが秋の全線再開通に間に合うようにするという当座の対応は今やっております。そのうえで、今、議員おっしゃるように、本格的な複合駅舎のことですが、それにつきましても、かねてよりホームと駅舎の間が離れていて、雨や雪が降った時、傘を持ってないと濡れてしまうということで、やっぱりそれには駅舎の位置を変えていかなければいけないというふうに思います。そして、やっぱり屋根をかけてもらって、雨や雪が降っても濡れないような駅舎。そのうえで、議員おっしゃるように、なるべく地元産材等を使った複合駅舎を造らせていただいて、その中に町民の方々が飲食とか、物産販売とか、様々な事柄ができるような駅舎づくりを目指していきたいというふうに考えております。

遅れているということにつきましては、一つは、ようやくそういった常務とか支社長とお話して、事務方の交渉に入って、まだ2回ほどしか協議ができておりません。ですから、そういった事務レベルの会議を急がせまして、まあ、相手方ありますけど、事務レベルである程度固まってこないとな次の段階にいけませんので、やはり、それは勿論、急いでもらうようお願いいたしますけども、その辺のことが固まってきましたら、また議会、担当常任委員会は

じめ議会の皆様に、その状況をお知らせして、一つ一つご理解をいただきながら、次の段階に移っていきたいと思っておりますし、議員おっしゃる趣旨は十分受け止めさせていただいておりますので、そのように努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） JRは、全面的に協力しますというお話をいただいているのでから、これはあの、やはり、地元が、こういうようなことでやりたいが、どうですかと、いうことを積極的に提案していかなければ、やっぱりこう、ズルズルズルズル先に延びていく。これをやっぱり町長は腹を決めて、そして、これがやっぱり今の目下の一番の急務ですよ。まあ、湯ら里の増設計画なんかも、この前、経済委員会には出されたそうですが、私は総務委員会だからわかりませんが、そういうことよりも先に、この今、駅だと思えますよ。秋にも開通するんですよ。これだけの難事業が。そのことを考えれば、やっぱり、町長、もう少し具体的に、具体的に、こういうふうにしたいと。そして、地元ともその協議をしてもらえば、地元はいくらでも、地元産材が不足すれば、もっと集めるでしょうし、これ、別にあの、お金をもらってどうのこうのなんて言ってんじゃないんですよ。これは。無償で提供しますからと。皆さん、そうなんです。それだけ只見は落ち込んでいる。落ち込んでいる中で、これをどうしても、これは良い機会だから、この機会にこそ、という願いが込められているわけでありませう。

まあ、そこで、これに対して、もう一回ね、町長の、どこにネックがあるのか。交渉が遅れているのはやらなかったから遅れているのか。何回ぐらいやられたのか。具体的に話をされれば、もっと地元の人も、ああ、こういうことで問題が、前にいかんなんねえなということとは理解できるわけですが、そこを抽象的な話をされれば、誰もやっぱり、理解できない。どうしてもこうやってもたもたもたもたしてるのかなというふうに思ってしまうから、そこを一つ具体的にしてもらいたい。

それから、地元からの要望はいろいろ出ているんですよ。要害山に遊歩道をつけてもらって、水窪城に、水窪城を一つの名所にしたいとか、あるいは三石神社の問題とか、ゆり平の問題とか、私あの、昔の人にちょっと話を聞いたことあるんですが、あのゆり平は勿論ですが、今のスキー場の羽黒平も、あそこはサユリとか、ヤマユリのたくさん咲いていたところだと。ところが、スキー場で土をめくってしまったために、今そういうものがなくなってしまったと。是非、そういうものも復活させたら、この際、復活させるようなことも考えて

もらいたいと。そして、何もあの、只見の神社のほうから、スキー場のほうまで、道路をつけてというようなことをしなくても、私は木道だって、それは良いと思うんですよ。そして、あの辺一体、やっぱり散策できるような状態を整備するとか、そういうことを地元と話し合いを進めれば、どんどんどんどん良い案が出てくると思いますから、是非そういうふうに積極的な取り組みをしていただきたいと思います。

それから、もう一つ大切なことですが、この皆さんがやる気になっている時に、保養センター、そして歳時記会館。これらをその、営業を一時停止されるというようなことでなくて、これはやっぱりあの、今、継続が力なんですから。どうしてもこれを継続していくと。いろいろ問題点はあると思います。コロナもありますし、本当に容易でない状況もありますが、この継続をどうしてもお願いしたい。そして、これをその、八十里の開通に繋げていくと。あるいはいろいろな観光客が来られた時に受け入れ態勢の一つとして、せつかくある施設を閉鎖する必要はないと。観光協会を振興公社の中に入れられるのならば、それも通じて、一緒に経営してもらいたい。それがあの、必ず只見の観光に繋がっていきますよ。ここで糸を切るべきではない。そういうふうに思います。いかがですか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） いくつかご提案並びにお話をいただきました。

三石神社につきましては、只見区長様はじめ区民の皆様、そしてあの、大学生であったり、多くの方々のご支援で三石神社の参道整備をしていただいております。本当にボランティアで、天気の悪い時もやっていただいて、本当にこの場をお借りして改めて御礼申し上げます。そういったことで三石神社の参道整備。それから、そういったことは必要だと。ゆり平のお話もありました。

そしてあと要害山の水窪城の話につきましても、昔、ちょうど、電源開発さんの鉄塔でしたか、何かを建てる話があった時も、当時の只見の区長さん、やはり、それは相応しくないということで町のほうにもお話がありまして、町も一緒になって、その辺のご理解を電源開発さんをお願いしたところご理解いただいて、そこには鉄塔が建たなくなりました。そういったことで大切に地元の方々が思っていらっしゃるということも十分承知します。やはり、水窪城、三石神社、ゆり平等をはじめ、やはりその辺は大切な観光資源、景観的にも素晴らしいところだと思っておりますので、そこら辺は皆様方と一緒に、これからも整備させていただきたいというふうに考えておりました。

あと、三石神社の、行くところの踏切があります。これ、ちょっとあの、別の話になりますが、冬期間、その踏切のところは渡れないような状況も冬期間ありますので、その辺も今後は冬期間でもそういった整備がなされた三石神社に、雪の都合でどこまで行けるかは別としまして、やはり冬期間も三石神社並びにスキー場のほうに三石道路のほうを通過して、踏切渡って行けるような要望もJR東日本のほうにお願いしていかなければいけないなというふうに考えておりました。

あとそれから、保養センターにつきましては、議員おっしゃるとおりだというふうに思っております。ので、指定管理者の公募をさせていただいたところ、現在、1者から応募ありまして、審査会終わりましたので、後日改めまして、その辺の保養センターの運営をしていただく事業者さんの議案をご理解をいただくべく、議案の提案をさせていただきたいなというふうに考えております。

それから歳時記会館につきましても、大変、只見ダムサイトにあって景観の良いところだということでは十分承知しておりますが、やはり、振興公社で今までやっておりましたが、どうしてもスキー場と歳時記会館と一緒に運営できなくて、春1ヶ月、秋1ヶ月、空白の期間がありまして、結局、振興公社は12ヶ月のうち10ヶ月しか食堂業務ができなかったわけです。やはり、そういった中で振興公社の内部の話になりますので、あまりここで私が言うべきものはどうかと思いますが、やはり、そういった経営改善の中でスキー場、それから駅前の賑わいに集中したいということでもございました。ただ、歳時記会館も大切な、またビューポイントという要素もありますので、観光面から閉鎖するというのではなくて、ちゃんとこの観光に資するような使い方は、それは議員おっしゃるような、具体的に今、持ち合わせておりませんが、閉鎖するというのではなくて、その使い方を検討していかなければいけないというふうに考えてございます。

そういったことで、あと何が遅れているんだということに対して、抽象的な話でなくて、具体的でない、皆さんがこう、本当に、温かい、応援しようという気持ちを冷めさせてしまうことになるということもそのとおりだと思います。この後、地域創生課長のほうから、今、事務レベルなんで、全部が全部、実際、あまり細かな話をしても致し方ありませんが、どういったことでやっているかということとはちょっと話をさせますが、決してあの、我々としては遅れているということではなくて、勿論、なるべく早くやりたいんですが、やはり順番を踏んでやっていかないと、そこに到達しないものですから、一挙に町とJRと喋ったから、

あと全部、パーッと進むっていうことではなくて、事務的なことありますので、その辺のところは地域創生課長のほうでこの後、少し話をさせますのでお聞きいただきたいと思います。

掻い摘んだ話になりましたが、そのようなことで議員のご意見はもっともだと思って受け止めさせていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） それでは私のほうから、事務的な部分になってございますが、駅舎の経過について、複合駅舎ですね、新しいほうについて、現状についてご説明をさせていただきますと思います。

まずJR只見線は、本年の秋に開通するというところで、一方で賑わい創出ということで、駅前の駐車場整備のほうと進めるようなことでJRとの協議をしてまいりました。あと、町長のほうも何度も申し上げておりますが、やはりホームが遠いということで、雨よげができないかというところがまず一つ目の経過でございます。そういった中身で現状の駅の中で改善策がないかというところがまず1点目に、最初に交渉に入りました。そういった中でJRも、雨よげとかという設備の部分があったんですけども、どうしても今のホームに屋根を全部かけるとなると、非常に費用もかかってくるということで、であれば、駅舎の位置をもうちょい、もう少し下流側、今のホームに近いほうに、そういった提案もできないかということで1回目の協議を始めました。その後、そういった中身については、以前、バスのバス転換の提案があった時に、駅の入り口を移すというようなことで提案もありましたので、そういった協議もできますということで、具体的にまず場所を現在の駅舎から下流側に移すというようなことで交渉を始めております。そういった中で、今、JR側に整理をしていただいているのは、駅舎を移動させる場合に、実際に設備関係、それからJRのほうで必要となってくる倉庫、その他、こういった機能が駅舎に必要なかということ具体的に洗い出すということで社内の検討をさせていただいております。併せて、只見町のほうで、こういった駅舎、周りの、周辺の駐車場等も含めて、券売の機能もそうですし、券売できる場所も今ありますので、そこに賑わいのほうで持ってる売店機能、それから飲食機能、観光情報を併せた機能、そういった機能の駅舎を盛り込んだ複合的な駅舎を検討していただきたいということで、JRのほうに2回目ということで町のほうからの要望を一旦、お伝えさせていただいております。

今のところの経過としては以上となっております。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 随分遅れているゆっくりした話し合いだなと。今年の秋、全通するんですよ。そこからまた何年も何年も経つようなことでなくて、これ、毎日毎日、今度、汽車が通るわけですから、それにちゃんと、きちっと対応したような速度で、スピードで対応していかないと、どんどんどん、ああでもない、こうでもないという話で遅れてしまう。だから一年後にはちゃんと青写真全部作るよと、じゃあ、そういうふうに協力してくださいというような話をしていかないと、これはもうどんどん先遅れてしまう。時間を切って、そしておやりになるというような姿勢がどうしても必要ではないかなと。

これはあの、ある人の、大先輩のお話なんですけど、あそこはやっぱり、あのね、只見町の顔なんだと。そして、入り口をもっと小学校のほうから10メートルぐらいの道路を切って、そしてずっと入れてきて、あの駅前を人待ち、やっぱりあの、観光客の休める、もてなせる、もてなしの場所にするぐらいの、その大きな構想を持って進んでいかないと、また尻つぼみになっちゃうぞという先輩の私はアドバイスも得ているんですけど、やっぱりこれはおおいに、積極的に、そういう町もその、大きな構想を持って進めてもらいたいと。ちびちびちびちびやっていたら、これは本当、生きてきませんよ。将来。まあ、八十里というのがやっぱりどうしてもお客さんはいっぱい入ってくるわけなんですけど、しかし、只見線というのは捨てがたいものがあると。

この前、金山の鉄道写真家の方とお会いして、そして、お話をしました。台湾にも講演に行っておられたそうですよ。向こうのほうの期待というものはすごく大きいと。今、コロナで動けないからこんな状態になっているけれども、コロナが解消すれば、大変な人が入ってくる可能性がありますと、そういうふうに言っておられました。観光庁では、コロナにかかわらず、2030年には外国からの観光客の入込というものを、今の4,000万というものをもう、1回達成しているんですけど、これを6,000万に増やすと、こういうふうに言っておられるわけですから、やっぱりそれはあの、そのエコパークなんていうのは、やっぱり一つの大きなインパクトを与えるものだと思います。したがって、そういうものに標準を合わせて計画を組んでももらいたいと、進めてもらいたいというふうに思うんですよ。

まあ、只見、本当、疲弊しましたから。昨日も、どなたかの一般質問でありましたが、旧只見、本当に疲弊してしまったと。この疲弊を解決するのもやっぱり町の仕事ですよ。

町長、どうですか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 先ほどあの、川口駅前も無雪化されて、環境整備がされているという話も先ほどいただきました。そういった話も含めて、今、環境につきまして、土地の買収、JRからして、環境整備をしていくということが一つ。あとはそれを急ぐというか、交渉が議員の目から見れば、非常にスピード感がないというふうに映っているというお話もいただきました。ですからあの、まずは秋の全線再開通に向けたことをまずきっちりやらせていただく。そしたら次の段階の話がさらにスピードアップする話ができるというふうに思っております。一つのことを達成しないうちに次次の話をするとう相手方の問題もありますので、一つは全線再開通した。駅前の賑わいづくりができた。だったら、そこで初めて協議を急いでくださいということで、複合駅舎のことに先頭に立ってやっていきたいというふうに思いますので、そして、議員おっしゃるように、またこれからも皆様方のお力をお借りして、そして次節に皆様方にその進捗状況を説明しながら、一緒になって取り組みをさせていただきたいというふうに思っておりますので、おっしゃることを受け止めまして、今後とも頑張っておりますので引き続きお力添えをいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 町長の方針を前向きに受け止めたいと思います。したがって、町長、それ、前向きに進めてくださいよ。期待してますから。

それであの、保養センターと歳時記会館の問題になります。これは保養センターは水害の時、2億数千万円のまた投資をして、あれを再開されたというふうに聞いております。そしてあの、ダムサイトにある歳時記会館は、あれは確か、電源流域の共同事業の一つとしてやったと、やられた事業だったなと思います。あそこ、景観良いですよ。景観良いし、あれをその、やっぱり、ちゃんと維持していくと。しばらくの間維持していくと。そのうち観光客増えたならば、採算とれるようになりますから。コロナが解決したら採算とれるようになりますから。たぶん、私はそういうふうな方向に進んでいくんだと思う。またその、行政も前向きに考えてもらって、やっぱり地域の経済というものをとおおいにその観光で潤していくと。観光と農業とか、いろいろとミックスして潤していくというような、やっぱりそういうことしか只見町はなかなか有利に展開していくことはできないところだなというふうに思いますから。私はあれは町のその、あれで、町長から一方的な発言で、やる人がいないからというような話になったけども、そのところはもうちょっと考えてもらって、最悪の時は直

営だっしょうがないんですよ。そういうような前向きで継続していくと。そして、八十里の開通に繋いでいくというような考え、是非持ってもらいたい。そして、それは是非検討してもらいたいと思います。その点はいかがですか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 保養センターにつきましては、指定管理者の方法、継続して、公募したところ、1者から応募がありました。そして、審査会を経て、その審査をっておりますので、この後、改めて、その指定管理者の議決をいただくべく提案させていただきますので、その節には是非よろしく願い申し上げます。

それから歳時記会館については、議員おっしゃるように非常に景観の良いところだというふうに承知しております。ただ、今般は、振興公社が今まで、春から秋までは歳時記会館。そして、冬から春先というかな、そこまではスキー場ということで、行ったり来たり、厨房の備品を移動しながら、合わせて年間2ヶ月休まざるを得ないような経営してましたので、そこはスキー場と駅前に集中したいということで、そうすれば12ヵ月通年でできますから、そういったことがありましたということが一つ、先ほども申し上げました。

あとは、歳時記会館どうするかと。そこはあの、只見ダムのダム軸にあって、電源開発さんが只見町にその辺を貸していただいている土地です。ですからあくまでも電源開発さんは、只見町に貸しているんだということですから、あとは町が観光資源として有効に使うということだから貸しているんだということですから、それを目的以外にあんまりいろいろなことに使ってしまったら、あともしくは町がまた貸して、まったく別の業態ということは本来、それはあの、電源開発さんのほうの本来の趣旨とは違ってくるかなというふうに思ってますので、その辺の活用の仕方については、当面、閉鎖するということはありません。それは何らかの、開けて管理をして、観光客が休んでいただいたり、昨日もトイレの話もありました。小さいながらもトイレありますので、トイレ使っていただくとか、ちゃんと管理したうえで。そういったことはして、最低限していきいたいなというふうに思ってます。

あと、その先のことについては、当初予算でお願いしております第三セクターのいろいろ経営改善の中でその辺のことも話題にさせていただいて、先のことを考えていきいたいなというふうに考えておりますので、決して、そこも閉鎖するということではなくて、考えておりますが、ちょっとその辺のいろいろ知恵、考え方を集めて、主体的にどこがやっていくかということ含めて、今後の中で検討させていただきたいなというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） あのね、只見の女性の人が、保養センターを、とても閉じるなんて、とっても忍びないと。俺たちでやるかというような話だってあるんですよ。片方では。食堂と風呂っていうのは一緒なんです。それ、町長、どうなんですか。分けちゃうんですか。これはあの、一緒にしてやることによって観光的な価値が上がってくると、私はそう思いますよ。そして、あそこも休むべきではない。歳時記会館も。歳時記会館も冬は休んだって仕方ありませんよ。夏はやっぱりあの、食堂部門から、あれはやられたほうが良い。やらないでいけば、その大変なイメージの落ち込みになってしまう。やっぱりもうちょっとの間だから、これは繋いでいくというふうに考えるべきだなというふうに思います。いかがですか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 保養センターについてはご理解いただけたと思いますが、新たな事業者さんを選定して、議会の議決をいただくべく、後日、改めてお願いしますので、保養センターについては営業を継続させていただきたいというふうに思います。

○9番（三瓶良一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○町長（渡部勇夫君） それについては、元々はその、お風呂と食事、そういったものはセットでやってくださいということでした。それがあの、今、ひとつ風呂さんやっていたいていいるとき、途中で、なかなか食事のほうができないということで、お風呂だけだったという話あったんです。ひとつ風呂さんから。ただ、中の規則が一緒にやってくださいということでしたから、それを今度、新年度から改めて、それがあんまり負担になるようだったらお風呂だけでもやってもらうように直しますから、改正しますから、それでどうですかって言ったら、やっぱりそれではお風呂だけではなかなか儲からないという話。じゃあ、食事はというと、食事はなかなか、人が確保できないので難しいという話で、結局、残念ながら今までひとつ風呂さんには頑張っていたいただきましたけど、3月末で契約が終わってしまうということでありまして、新たな、今度やっていただけることについては、両方やっていただいているんですけど、あんまり最初からそのハードルを上げてしまうと、どなたも手を挙げていただけなくなるのではないかなということ、両方やってもらえば一番良いですし、最低限、お風呂だけでも良いということでハードルを下げてといいますか、そういったことで公募しましたんで、ですからそれは事業者さんが今後、当初はお風呂だけかもしれませんが、その辺は今後の中でいろいろ話し合い、協議をさせていただきたいなと思いま

す。少なくともお風呂が提供できないということのないようにしていかないと、せっかく、只見4名山なんていうことで山開きをやっても、山から下りてきたときに汗を流す場所もないとか、そういった話もありますので、やはりお風呂は最低限やっていただいて、その中で食事もやって、いずれやっていただければ、それはありがたいなというふうに思っております。

そして、歳時記会館につきましても、決して閉じるということではなくて、景観が良いですから、観光面の休憩だったり、そういったことに使っていただく。さらに、その後の使い方については、第三セクターの会議を4年度やりますから、そういった中でどういうふうにしていったらいいか、方向性を探っていきたいということでございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） まあ、人手不足の問題があって、本当に容易でないことはわかりますが、只見町の観光というものをこれから繋いで、先にもっていくためには、今の現状というものは変更されないほうが良いと。これは私の意見です。だから、是非そうしてもらいたいと。後から、人の問題は私は言われても、誰というわけにいきませんから。まあ、これはこれでわかりました。一応、この話は閉じたいと思います。

それから、観光協会の問題ですが、観光協会というのは広域性がありますから、どこに行ってもそうですが、観光協会とものづくりのビジネス会社というものを一緒にしちまって、ゴタゴタにしてしまっていて、これは問題だなと。みんなで公益性にお客を配分したり、イベントをやったり、協力してもらったりというような中核になるわけですから、その辺というのはひとつお間違いのないようにやってもらいたい。

それから、もう一つは、只見の観光を考えたときに、今、観光がすごく衰退してますから、これをどうやってもう少し振興させるかと、民間の活力、民間を、その持ち上げないと本当に良い観光ができないと思う。町が全てその、湯ら里を増設するとか、そういうことになってしまうと、民間がなんぼでも廃れていってしまうと。ここのところは、片方に偏重しないような形をとってってもらわなければならないと思うし、只見にはもう一つ、人材がないんですよ。人材がないから、観光協会を本当にやれる、やって、観光協会らしい、そして観光客をどんどん引っ張ってくれる、そういうそのね、人材というのはあるのかどうか。どういふふうにご考慮をお願いします。町長は。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 観光振興、観光行政のあり方、私は方向性については議員とまったく同じだなというふうに思って伺ってました。

あとは、人材の確保につきましては、本当にあの、本当に難しいところはございますが、令和4年度の予算の中でも、そういった人材確保のための予算をお願いしておりますので、その予算審議の中でもいろいろご意見をいただければなというふうに思います。そういった外部人材の確保についての予算をお願いしてございます。

そして、あとは、まさに今まで一般社団法人、公益性の高い観光まちづくり協会と、株式会社の振興公社。議員おっしゃるように本来の目的、性質は違います。それをただ一緒にしてしまえば、ぐちゃぐちゃになって大変なことになるということもよくわかります。ですから、決して、それを単純にくっつけてしまうのではなくて、やはりその中でちゃんと役割分担をちゃんとして、その中で観光宣伝、営業するところと、サービスを提供するところということをちゃんと確認して、住み分けして、ただ連携するところは連携していただかないと、観光サービスを提供するもの、商品があってはじめて観光宣伝できるわけですから。やはり会社で言えば製造部門と、あとは営業部門といいますか、そういうような見方もできるのかなというふうに思いますので、やはりそういったのを、一つの会社にはなりませんけども、その役割はちゃんと、ぐちゃぐちゃにならないように役割をきっちり理解したうえで、議員がおっしゃるような懸念にならないようにして、それはやっていかなければならないというふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 只見線の、その小出から会津若松。それ一本の只見線なんですが、この間で、いろんな活性化の協議も当然やられておられると思いますが、どのような内容になって、状態になってますか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） ただ今のご質問でございます。小出から会津若松までの活性化に関する協議というところでございます。本年、例年ではありますが、まず県の只見線の再開準備室を含めた活性化対策協議会等々の組織がございまして、そちらのほうの中で只見線を盛り上げるためのイベント。それから連携軸。そういった中身の協議をしております。まずそれが1点です。

で、只見町に関しましては、隣の魚沼市、それから金山町というところで、今年の50周年の記念イベントもそうですが、魚沼市のほうとの連携の協力、そして金山町との協力もございました。こういった中で只見町を中心に、両隣同士の市町併せて、そういった中で連携の事業、活性化に係ることの共同イベント、そういったものの事業の検討をしているのが二つ。

この2本でございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 具体的にはどういうことなんでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 具体的にと申しますと、いろいろな事業やっておりますが、例えば特別列車の運行をしたり、会津鉄道が只見線に乗り入れたのもそういったものでございますし、あとはあの、PRパンフレット、冊子を作ったりとか、そういったことを事業として連携して様々な形でやっております。詳細につきましては複数ございますので、今、代表的なものだけ申し上げさせていただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） JRは、位置づけはあの、観光路線ということであって、ここは普通の一般乗降客では成り立たない路線だと。だから、観光路線としてやりますよと。観光路線だとすれば、相当にやっぱりあの、観光運行をしてもらって、そして、この地域の観光経済が成り立つような、繁盛するような方向でこれをやってもらわなければならない。欲を言えば、1週間にいっぺんずつ、土日。土日、観光客、観光列車を入れてもらうぐらいの計画を組んでもらいたいと思っておりますが、それには地元の受け入れ態勢とか、案がなければならないと思うんですが、そこはしっかりやっておられると思うんですけども、どういうところにメインを置いておられますか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 地元の受け入れ態勢というところでございます。やはり、観光客の方がいらっしゃったときにおもてなしが重要であると思っております。昨年までも実行委員会のほうで、駅のほうで、季節的な特別列車が来られた時には歓迎ということで、去年、ちょっとなかなかできなかったんですけど、コロナ以前まではふるまいとか、そういった形で対応させていただいておりました。あとは、昨年やった50周年イベントでは記念品

の、来ていただいた方に記念品を渡したりとか、そういった形でやらせてはいただいております。こういった事業、JRの協力がなければ特別列車についてはなかなか運行が実現できないものですが、そういった形で昨年初めて、海里という列車が只見線にも来ましたので、会津鉄道も会津若松側から乗り入れてございます。そういった列車のこれから本格的な復旧になれば、そういった特別列車も当然走っていただくことで観光の目玉となるといふところもございますので、来られた際にしっかりおもてなししたいと考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 観光列車が増えると、今まで以上に増えるというような方針が確認できますか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） はっきりとしたことは申し上げることはできませんが、昨年までも、そういった形で特別列車の運行の実現がされておりますので、再開通後には期待をかけていきたいと考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） まあ、本会議の中で、またいろいろ相談させてもらいたいと思いますが、なにしろ私は総務委員会で、担当委員会ではありませんので、こと細かく聞かせてもらえないわけではありますが、是非とも、この運行回数も増やす。観光客も大勢入ってきてもらう。そういうような方向で検討していただきたいと思います。

これをもって終わります。どうもありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） これで、9番、三瓶良一君の一般質問は終了しました。

続いて、4番、菅家忠君の一般質問を許可します。

4番、菅家忠君。

〔4番 菅家 忠君 登壇〕

○4番（菅家 忠君） では、通告に基づきまして一般質問させていただきます。

今回は三つ質問させていただきます。

質問事項から述べます。

一つ、行政情報の発信体制についてであります。

質問の要旨は、行政情報の発信・管理体制について伺います。PDCAサイクル、プラン、ドゥ、チェック、アクションということですね。になぞり、只見ふるさとの雪まつりをチェ

ックいたしますと、どのような評価をされているのかと伺います。もし明日ですね、大規模災害が起こったとしましたら、住民の皆様が混乱することのない管理体制になっているのか、町長のお考えを伺います。

二つ目は、学校の運営についてでございます。

令和4年度に、小学校と高校の教員数が減少する、してしまう可能性があると同っております。産休や育休を気兼ねなく取れる環境にするためにも、不足する教員を補充できるよう予算措置や人材登用を、当局のほう、只見町がしているのは承知しております。ですが、なかなか改善できない状況にあるというふうに感じております。

あくまでも私の個人的な私見ですけれども、この状況下が続くようでしたら、さらに教員の数が減ってしまいますと、児童の生徒一人ひとりに目が行き届く状況ではなく、学校を運営すること自体が難しいレベルになってしまうのではないかと危惧しております。学校の先生の皆様は福島県の職員でいらっしゃいますので、只見町のほうは人事権を持たないと思っておりますけれども、地域の実情に合わせて働き方改革、そちらを町が主導的にできないか、主体的に実施することは可能ではないかと考えております。

只見町の学校へ赴任を希望する先生が殺到をする、そのような明るい未来を想像することが私のほうでございます。そういった明るい未来の実現をするために何を優先すべきであるか。未来のためへ意思決定が中心にある職場環境はどれだけ働きやすいか。未来を担う子どもたちを導く教員の不足解消は、医師・看護師不足の解消と同等の町の優先課題と考えております。

学校の現状を町民に広く知ってもらうこと、学校のあり方・関わり方を自分ごととして考えていただけるように働きかけていくことが重要だと考えておりますが、町長のお考えを伺います。

三つ目は、新地方公会計制度に基づいた財務諸表の活用についてでございます。

少し、ちょっと難しい聞きなれない言葉なんですけれども、従来の公会計である単式簿記、現金主義では補えない箇所があるために、総務省は新たな地方公会計の整備を促進させております。

その目的、必要性、補完すべき箇所は何と捉えているのか伺います。

只見町ホームページに公表されております財務諸表を拝見いたしますと試行錯誤されているところが見受けられます。目標達成に対して不足している要素の分析、それを踏まえて

の実践計画、どのようなものを行っているのか伺います。

さらに、新地方公会制度は、新たな公共施設を造る際に重要な役割を持つと考えております。整備を進めていらっしゃる駅前賑わい創出事業でどのように活かすのかを伺います。

また、只見町総合戦略実施計画書・予算書・決算書と合わせた財務諸表の活用について、町長のお考えを伺います。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） ４番、菅家忠議員のご質問にお答えいたします。

まず、行政情報の発信体制についてであります。

P D C Aになぞり、只見ふるさとの雪まつりにおける情報の発信・管理体制におけるチェックはどのようにしているかとお質しですが、今年度の雪まつりは、只見町の近隣都市である会津若松市がまん延防止等重点措置の対象となるなど、新型コロナウイルスの感染急拡大を受け、やむなく中止を決定したところであります。中止決定までの間は、コロナ禍のイベント開催として感染予防対策に細心の注意を払う必要があり、県等との協議を重ねて内容を検討・確認してまいりましたことをご理解くださいますようお願い申し上げます。また、関係者に対する通知文書等においてはご指摘いただいていることもございますので、こういった反省点を含め、雪まつり実行委員会において今回の総括を行い、次回に向けて改善してまいりたいと考えております。

次に、もし明日、大規模災害が起こったとしたら、住民が混乱することのない管理体制になっているのかについてであります。

近年、当町で発生した大規模災害としては激甚災害にも指定された、平成２３年７月新潟・福島豪雨があり、これを教訓として防災情報通信網の整備や通信手段の周知について順次、改善整備を図っております。

具体的に申し上げますと、防災無線LANネットワークの整備により、各避難所にW i F i スポットを整備し、避難者がスマートフォンなどにより災害情報など収集できる環境を整備するとともに、デジタル簡易無線機を各避難所へ配備し、電話以外での災害対策本部や各振興センターとの通信手段の確保に努めております。また、防災行政無線のデジタル化事業を実施し、設備機器の更新や放送の聞き逃しを防ぐための録音機能がある個別受信機を各家

庭、事業所などに設置いたしました。さらには、Jアラートでの情報発信や、大手携帯会社のエリアメールや防災アプリを活用して情報発信にも取り組んでおり、町ホームページでも防災情報を見やすく改善したところであります。

このように、防災行政無線など従来の情報伝達手段に加え、パソコン・スマートフォンからも緊急情報を周知できるよう情報発信体制の多重化を進めております。

また、危機や設備の整備に加えまして、各関係機関や住民の皆様のご協力をいただきながら各種訓練を実施し、住民が混乱することのない行政情報の発信体制を目指して努力しておりますのでご理解をお願い申し上げます。

次に、学校の運営についてであります。教職員の不足については全国的に深刻な課題となっており、文部科学省の調査によると令和3年度採用の公立小学校教職員試験の倍率が2.6倍で過去最低を更新しております。

団塊の世代の大量退職で若返りが進んだ学校現場では、産休、育休取得者が増加傾向にあり、教職員不足に拍車をかけていることは菅家議員ご指定のとおりであります。

その原因としては、教職員を目指す人が減少していく中で、講師登録名簿登載希望者が減少し、産休、育休者の補充すらままならないことにあります。

福島県も例外ではなく、南会津地域のみならず県内全域において教職員不足が深刻な状況です。

こうした中、本町においては町独自の講師雇用、部活動支援員の採用などを通じてできる限りの支援を行っております。

福島県においても、10年程度の奥会津地域勤務を条件とする奥会津枠での採用や、教職員の業務を補佐するスクールサポートスタッフの採用など人材確保に工夫を凝らしております。

令和3年度から5年度を対象期間とした、教職員多忙化解消アクションプランⅡを活用して、部活動の在り方の見直しや、時間外勤務時間の目標設定などを行い、県と町の役割の違いはあるものの、県と町が連携して多忙化解消に努め、教職員不足の要因である教員志願者の減少に歯止めをかけるべく、取り組んでいるところです。

教職員不足の解消には、只見町に長く勤務していただける教職員が増えることも重要であり、只見町出身者に教職員を目指す方が増えることも効果的であると考えております。

次に、町内勤務希望者が増えるための取り組みであります。夏暑く、冬寒い只見町にお

いて住環境を整えることも一つの手立てと考え、令和4年度当初予算に教員住宅へのエアコン設置費用を提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。その他、教職員の方々の声に耳を傾け、改善できるところは改善に着手してまいります。

次に、学校の現状を町民に広く知ってもらう取り組みについてですが、一つには只見町教育ポータルサイトというホームページがあり、各学校が直接作業を行い、日頃の学校活動の様子を小まめにページアップしており、閲覧者も年々増加しております。

また、小中学校4校では、学校運営協議会制度を導入しており、普段は学校の接点のない住民の方々や保護者などが定期的に学校に集まり会議を行っています。学校運営協議会制度は、保護者や地域住民が学校運営に参画するための制度であり、保護者や地域住民が学校や教育委員会に意向を伝えるとともに、学校からも保護者や地域住民に意向を伝える、相互に交流できるシステムになっています。

学校の運営につきましては、地域住民のご理解とご協力が必要不可欠でありますので、学校の現状を広く知っていただけるよう努力を重ねてまいります。

次に、新地方公会計制度に基づいた財務諸表の活用についてであります。

菅家議員お質しのとおり、現在、国及び地方公共団体の公会計制度につきましては、現金収支に着目した単式簿記が採用されております。

現金主義会計の単式簿記は、予算がどのように使われたかを明確に表示することからシンプルでわかりやすいというメリットがあるものの、発生主義会計の複式簿記と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握しにくいことや減価償却費や引当金といった会計手続きの概念がないことなど、自治体を経営・管理するための情報が不足していると言われておりました。

このことを受け、国から地方公共団体に対して、国の作成基準に準拠した新たな方式による財務書類の作成及び開示を行うよう要請があり、只見町におきましても平成28年度分より作成しているところであります。

新地方公会計制度の目的として、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資産収支計算書の財務書類を作成することにより、資産・負債の総体的な把握、減価償却費や各種引当金など見えにくい行政コストの把握、公共施設管理等への活用に効果が期待されております。

只見町では、毎年度、決算年度の翌年度までに財務書類を作成しホームページで公開する

とともに、町の財政状況を広報誌等で公表しておりますが、さらに、住民サービスの向上やガバナンスの向上を図る観点から、財務書類のデータを活用した決算情報等の見える化を図る必要があると考えております。

現在、財務諸表に対する職員のスキルアップと、その活用方法について模索しているところでございますが、他の自治体の活用事例などを参考にしながら、財務書類から得られる情報をもとに、行政コストの分析や政策評価への活用、公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） それでは再質問をさせていただきます。

最初にですね、3番目の質問というところはですね、資料としまして町が出されている地域財政見通し（3年分）の実施計画、令和2年度の決算書、2020年度の財務諸表についてを使用しながらご質問しますので、ご準備のほうをよろしくお願いいたします。

まず一つ目の情報管理という質問のところでございます。ここの要旨をお伝えしたいと思います。

それですね、ここでちょっと、最初に、私の情報管理の考え方、基本的な考え方、ちょっとお伝えいたします。特にこちらはですね、課長の皆様と職員の皆様に、まず前提のところ、よく聞いていただきたいというところなんですけれども、対話をしているときにですね、この方とは話をよく通じる。この方とはなかなか話が通じにくいというところがあると思うんです。で、それはどういうことかという、三つ要件があるそうでした、一つは持っている情報が違うから話が合わない。二つは価値観が違うから話が合わない。三つ目は、その両方というところだそうです。ですので、私もサラリーマン経験ございますので、上司の方が昨日言ったことと、なんか急に今日になったら違うなということがあったりと思うんです。そういった時はですね、その方に対してそういうふうに、よく考えていることがわからないという、マイナスのことを思うのではなくてですね、今回はさっきの三つのうちのどのケースに当てはまるのかという、昨日と違う情報を上司は持っているのではないか。何か誰かと話して価値観が変わったのではないかという、ちょっと前向きな捉え方をさせていただくと良いのではないのかなと思っております。

今回の情報管理のチェックに対してですね、先ほどの考え方で申しますと、まず、事実を

お互いに今回共有したいと思っております。雪まつりの情報管理の在り方というところ。その後、私の価値観、行政の皆様の価値観というところを分けて話をすると、とてもチェックというものが正しく動くと思っておりますので、まず私のチェックをしたところですね、情報の管理という情報発信の仕方というところの事実の誤りがないかというところを事実確認をしたいと思っております。

まずですね、今回、私のほうで雪まつりの情報発信について確認したところがですね、雪まつりのホームページに、雪まつりの中止になりましたという情報が出たのは1月25日の夕方でありましたと。ホームページに記載されたということですね。二つ目に、テレビユー福島ウェブニュースに1月25日13時36分の配信で中止ですよというふうに出ましたと。町のホームページより先にテレビユー福島ウェブニュースで出た。しかも、それがヤフーニュースで全国に出たというところがあります。三つ目が、1月25日午前中ですね。まず、町が公式発表してないところでゆきんこ市の出店者の中で雪まつりの情報を知っている人がいらっしやったというところ。で、四つ目は、雪まつりのホームページに、コロナ禍での開催に際してのガイドラインが今現在も載っていない。五つ目に関しましては、ゆきんこ市出店者へ出店料の請求書などの案内文書の中にコロナに言及した文言がない。で、その中には、文書の中には、計画どおり1月21日出店料をお支払いしてください。1月24日に実行委員会を開催しますというふうに記載がございます。七つ目、が1月21日、福島県知事が国に対してまん延防止重点措置の適用を福島県に要望した日。雪まつりのSNSですね、フェイスブックやツイッター。そこには雪まつり会場の準備が始まっておりますという記事が一つ。もう一つは、フォトコンテストを開催しますという投稿がありました。で、次の投稿が1月25日に中止の投稿であったという、こちら、以上7点の事実確認をまずしたいのでご答弁をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 今ほど、時系列含めまして状況の確認をいただいたところでございます。ホームページにつきましては、おっしゃられるとおり1月25日夕方のホームページの掲載でございました。その前段といたしましてTUFさんのほうで、ヤフーニュースといった形、TUFさんのほうでの報道がヤフーニュースに載っておりました。ちょっと時間のほうは正式に把握しているところではございませんが、ホームページ前にそういったような情報が報道のほうからなされたといったようなことは承知をしております。

そのほか1月25日の午前中に、そういったような決定がなされたといったようなところ。ガイドラインにつきましては、雪まつりの中止を検討する際のガイドラインについては、雪まつりの実行委員会の中、また出店者の説明会等の折にご説明をさせていただいておったかと思えますけれども、まん延防止等々の状況の中で検討を、中止の検討に入るといったようなところでのガイドラインはお示しをさせていただいていたと承知をしております。

あと文書の中、ゆきんこ市の文書の中に、そういった中止に関しての文言といったようなことは、具体的に中止に関しての文言は記載をしておりませんで、実行委員会が開催をされるといったような文言が記載をされていたといったようなところ。基本的には、議員お質しのような形で進んできたというふうなことでございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） すみません。この一つ目の質問は苦言でございます。申し訳ございません。二つ目が、学校関係は提言でございます。三つは、難しいんですが、大切なことというところであります。この苦言のところ、あまり長くなくやっていきたいと思えます。

先ほどのところはホームページにガイドラインが載っているかというところでございますので、どういうことかと言いますと、只見町の雪まつりはこういうところに気をつけて、コロナ禍でも開催できるように準備をしておりますので、このルールを守って来てくださる方は歓迎しますというような、イベント開催に関してとても重要なガイドラインということでございます。それが町の、その雪まつりのホームページにはないですよねというところがございます。

あと先ほどの事務文書、ご答弁があったところというのは、この時期というのはですね、出店者の方というのは出店どうしようかと、まん延防止、感染者が増えてきてというところで、それに対してですね、そういった状況でございますが、ご心配のことと思えます。というようなところ（聴き取り不能）仕入れの準備をされているところだとは思いますが、というような出店者に対しての何かおもいやりというか、出店者のほうを向いてるような目線がなかったのでしょうかというところでございます、それがなく例年どおりの文書だったなというところございました。

で、ここから二つ目の、先ほど私の考えのほうですね、価値観の部分のところを申し上げます。チェックしたところですね。こちらの状況、七つの状況見ますと、一つは情報の統制ができていないというところがございます。私のチェック、PDCAについてチェックした

ところですね。行政の方というのはこの後、踏まえてお話をいただきたいと思うんですが、公式情報の大切さというのは、私は事あるごとにお伝えしております。というのは、根も葉もない悪い噂を打ち消すことができるのは公式の情報であるからです、というところをお伝えしております。ですので、なかなかこの公式情報の大切さというものが、を大事にしたいなというところがございます。ですが、これは、いつ、誰に出すかという考え方というところですね。

二つ目はですね、その顧客目線というものがなかなか持つことが難しいなと考えております。これは来場者の方に対して、このようにしますから安心して来てください。気をつけて来てくださいという顧客目線がまず、ホームページにガイドラインがないというところが、そこが欠如しておるなというふうに感じております。

あともう一つは、先ほど出店者の方へお伝えしたところがございます。

あともう一つは、国や県の動きですね、まん延防止に対して、雪まつりへ来たいなと思っているけれども、どうなんだろうというメッセージの戦略みたいなものがないと。私が例えば東京に住んでいて、只見の雪まつりに行きたいなと思っているけれどもまん延防止がある。じゃあ、私は行っていいのか。そして、会場に対してどのような準備をされているのかというところですね、県が、福島県がメッセージを出したけれども、町はやるのか、開催するのか、どうかというところが、気になっているタイミングでSNSから出たのが、会場準備始まりました、フォトコンテストやりますよというのは、只見町の雪まつりというのは、まん延防止、コロナ対策をしっかりしているんですかという、とても不安に思うということなんです。そういった方々へのメッセージが私はちょっと足りてないのではないかなというところがございます。ですので、その情報を、いつ、どのように、適正に出すのかというところ。それと顧客目線というところですね、それが今回、明日、災害が起こったらというところなんです。ここの、どのように準備されているか。ハード面というのは、とても丁寧に書いていただいて、よく準備していただいていると思うんですが、大事なの中身なんです。それがいないなというふうに感じたので苦言を呈しているところがございます。

なので、とても準備が不足していたなと感じております。その、例えばですね、いつ中止になってもおかしくないというふうに準備をしている。例えば、明日、もし中止になってもおかしくないなとなっていたら、どのように情報を出していくか。テレビューの民間のほうに先に情報を出すというところの選択肢はないと思うんです。それがその、混乱がないよう

に町民の方々に適正な情報を出すぞという意識が弱いというところで、災害になぞってそういうふうなお伝えをしております。

ですので、今回ちょっと、本当にその、見ているものというのがですね、国、県や、その、こうしてくださいといったところの発信もないという、国も県のほうもあまり向いていないなというふうに感じてしまいましたし、町民のほうにも向いていないと。で、今、実行委員会の方々が見ているのは、自分達が決めたスケジュールに則ってやる。その中のルールを順守してやるという視点が強いなというふうに感じております。それはあくまで一組織が決めたもののルールであり、それに対して、それを順守するというよりは、それがP D C Aなんです。もう、プランを順守しているということなんです。それでは限界がある。コロナ過ではいつ、明日、どうなるかわからないので、先日お伝えしたOODAループという考え方がありますと。観察をして、状況判断をして、意思決定をして行動をしますと。それは短サイクルで回して、明日、状況が変わりやすい状況でも対応できる考え方をしましょうという考え方で、世の中の動きや町民の顔を見て、どのようにやっていくかというところを優先して情報を出していただきたいなと思っております。

ですので、こちら、私のチェックの価値観、チェックした価値観はこちらですので、当局の方の価値観のほうのご答弁をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 観光商工課長のほうから説明することがあれば、私の後で、勿論、説明してもらっていいですが、まずはあの、今回の菅家議員の行政情報の発信体制というタイトルの中でいただいたご指摘は非常に大切なご指摘だというふうに受け止めさせていただきました。

私も雪まつり実行委員会の会長として、昨日も一般質問ございましたが、やはりその判断にあたって反省すべき点はあったというふうに認識しております。そういったことで、出店者の方、また関係された皆様、また町内外の方、雪まつりを楽しみにしていらっしゃった方々に対して改めてお詫び申し上げます。

そのうえで、やはりあの、1月25日の夕方に、町のホームページに載ったというタイミングは恥ずかしい話ですが非常に遅いというふうに私、認めざるを得ません。このことは反省して、速やかにホームページに掲載できるような体制を整えていかなければならないと思います。これは雪まつり一つに限りません。

それから、25日の朝、その実行委員会の正副会長で中止を決めました。朝。朝いちに決めました。集まっていたいて。その後、ちょうど商工会館で、商工会の役員の皆様と私の懇談会が予定されておりました。そういった中で、そういったあの、役員の方から雪まつりどうなったんですかっていうご質問がありました。その中で、副会長さんとも、もう、さっき決まったことだから話してもいいですよねということで、そこで実は先ほど中止を決定して、勿論、観光商工課のほうには連絡済みでしたが、そのことを伝えましたから、たぶん、そこから知ってる方がいらっしゃったというのは、そういうことなのかなというふうに思います。

それから、やはり、雪まつりのガイドラインが載ってないと。あとは、出店者に寄り添う、向いている文書だったのかと。そうでない文書だから、そういった今、お話になっているんだというふうに重々承知してます。

やはり、あとは、様々今、フェイクニュースっていう言葉が出てますが、そういった意味からも、オフィシャル、公式の情報の大切さがあるんだよということだと思います。ですから、いつ、誰に出すのか。あとはあの、顧客目線のないこととか、一つ一つ大事なことでありますので、やはりこれは今回、改めて非常に感じておりますのは、雪まつり実行委員会でいろいろ決めるんですが、やっぱり、新型コロナウイルス感染症っていうのは、言い換えれば災害といたしますか、そういった扱いだと思えますから、その辺のところの整理が、ちゃんと、反省ですが、切り分けがない中で、一緒になってそれは、雪まつりをどうするかという話になっているんで、本来の雪まつりの運営をやっていく会と、やはりその災害部分といたしますか、新型コロナウイルス感染症予防対策、感染予防対策をどうしていくかというところの視点は、もっと別のところで判断して、その決まったことを流すといたしますか、そういった体制が必要だったんだろうというふうに反省しております。非常にあの、その辺の整理といたしますか、考え方がすっかり分かれてない中で、たぶん、その新型コロナウイルス感染症がある中での雪まつりどうするかということ、一緒になって、従来の運営と話していくという姿自体が、本来いかがだったのかなということだと思いますし、私も改めてそのように受け止めさせていただきました。今回の件は反省材料としてしっかりと受け止めさせていただいて、今後、その改善を図っていかねばならないというふうに考えておりますのでご理解をお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 今回、只見ふるさとの雪まつりの事務局を担当させていただいております観光商工課といたしましても、今ご指摘をいただいた中で、やはりあの、痛切に思っておりますのが、その顧客目線という部分でございます。やはり、どうしても、雪まつりを開催するといったその段取りの中で、段取りに関わっていただいている方がどうしても優先になってしまっていたといったところは今回の非常に大きな反省点であるかなというふうに考えております。やはり、参加いただける皆様方、こういったところも顧客という捉え方をした中で、しっかり情報発信、ガイドラインであったりだとか、参加の基本的な考え方があったりだとかといったところも、やはり、こういったところにも目を配らなければならなかったなということは非常に大きな反省点でもございますし、町長から、会長から中止の決定というお話をいただきまして、その中で、そういった取り扱いの中で、どうしても業者の皆様方、関係者の皆様方への連絡が先になってしまいまして、ホームページの掲載がどうしても遅れてしまった。そういった中で、マスコミの皆様には、先に情報伝達をしてしまって、マスコミからの報道が先になされてしまったといったところを今回の非常に大きな反省点であるわけでございます。タイムリーに情報の公開をしていく。そういったところも含めまして、様々ご意見いただいておりますので、事務局としてもその辺りを総括をしながら、実行委員会で最終的に確認をしていただき、改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） ご答弁ありがとうございます。

大切なのはですね、タイムリーはとても大事なんですけれども、今すぐ出さなきゃいけないというものではないと思うんです。一度待って、このタイミングで落ち着いて、間違いがないように出しましょうと。参加者の方であるだとか、出店者の方に、公平に情報を出すとか、その、ここを、そういうことに決まりました。それをここに、ホームページに載せておりますから確認してくださいという、その裏が取れるとか、その大切さというところでは、真実にとれるので、どのタイミングで、どう出すかというところが大事だということでもございました。一つ目の質問はこちらで終わります。

二つ目の学校の運営についてというところなんですけれども、少し、ちょっとまた私ごとですが、ちょっと、尊敬している、ちょっと経営者の言葉を今回ちょっと思い出しましたので、ちょっとお伝えしますとですね、みんながですね、みんながみんな、それは良いことだ、

やるべきだ、素晴らしいなということに関してですね、それをやる価値はないというふうにごその方おっしゃっております、逆にですね、それは無理だとか、非常識だとか、実現できないと言われることにごそ取り組む価値があるというふうにおっしゃっていただいております。

今回ですね、ちょっと提言して、どのようにですね、今回、この質問の意図はですね、学校の先生の勤務状況が非常に長いんです。労働時間が。それをどうにか改善できないかというところなんです。けれども、県の人事であったりだとか、人が減っていて、こういう地域になっていくと、中通りとかから比べると、やはり状況がお伝えしにくい、わかってもらえないそうでした、なかなか人材の配置も厳しいと。町としても、特にありがたいと、只見町は教育の予算も高いし、人の手当もしてくださって、とてもありがたいというふうに現場からは聞いておりますが、どうかならないかなというということで考えていたところで、先日の全員協議会で、オンライン授業が少しやっているというところが、今回、ちょっと少し、そこからの話なんですけれども、ちょっと非常識な考え方かもしれませんが、例えばですね、今日の授業は朝日小学校で授業をしましょう。で、同級生はみんな、只見小学校も明和小学校もオンラインで繋がりますよと。ということなんです。で、今その休んでいる子だとか、その朝日小の休んでいる子がオンラインで繋がるということはあるんですが、例えばその一つの学校で同じカリキュラムにします。まず。全学年。なので、3校、じゃあ今日は、算数の授業ですというのは、もう、みんな一斉にスタート。で、朝日小で授業、体面でやります。で、ほかの学校はオンラインで繋がりますとなると、先生が、二つの学校の先生がその時間が手が空くんです。そうすると、宿題のチェックだとか、この時間に費やせるなと思っております。なんとなくおわかり、しやすいかなという例えがですね、音楽の授業は音楽室に行くと思うんです。学校の中で。それと同じ感覚で、算数の授業はオンラインで算数の授業を受けようというふうになると、先生の数、手が空くのではないかなと思っております。なので、極端な話をすると、先生の数は今の現状のままで、先生の数は3倍になって、生徒としたら、友達が3倍できる。座学の際は違う学校の友達とも会えるというふうな形でございます。特にオンライン授業始めてみて、特に問題がないというところであれば、例えば高学年のほうからやってみる、というところはあるなというところがございます。で、これはもう少しこう、広がり考えたときにはですね、大人数でやったほうがいい体育の競技とかというのが、もう少しやりやすくなるのではないかなと思っております。いろんな課題はあると

してですね、見えない、学校の実状だとか、教育委員会の実状、知らないまま喋っているの
で、失礼なことあると思うんですけども。

あとその、前回の、私、公共交通のお話をしたときに、定期路線バスの考えというのはで
すね、学校の先生がスクールバスの時間の配車手続きを入れていらっしゃるそうなんです。
それは小・中・高やってらっしゃって、高校に関しましては、公立の高校でそういう業務は
ない。只見高校の独自の仕事が1個増えていると。尚且つ、只見高校の先生の数も減るの
ではないかという、その業務をどうにか減らせないかというところからの発想でもあるんです。
ですので、その後、例えばカリキュラムが3校同じなのであれば、バスの運行の手配という
のは非常に軽くなるのではないのかなと。で、その先生の手間が減るということは、教育委
員会の担当していらっしゃる方の手間も減りますし、バスの運行会社さんの手間も減るの
ではないかなというふうに考えておりますので、ですので、ちょっとまあ、非常識な考え方も
かもしれませんが、そういったアイデア、何故そうしていくかというところは、先生の数を増
やせないのであれば、業務をどう減らすかというところの考え方をしているところでござい
ます。

あとですね、へき地医療という言葉があると思うんですけども、私というのはですね、
ここの、こういう地域というのはへき地の授業、へき地授業というものを言葉をつくって、
先進地となっていくような形にしていきたいなと思っているんです。で、そういうのはです
ね、診療所のお医者さん、医師の先生とお話していただいたときに教えていただいたんです
が、その学べる環境があれば、場所は特に関係ないんですと。先生と言われる方々というの
は常に自分を高めて学ぶ環境が大事なんですというふうにおっしゃっておいりましたので、も
し、只見町がこういう過疎の地域で先進的な授業をしているというところは、そういったと
ころに対して優位性があると思うんです。ほかの地域より。先進的な授業、学校があるぞと
いうところは、そのユネスコエコスクールも勿論そうなんですけども、そういったところを
目指すというのが、先生が只見町で先生になりたいというところの動機の一つになるよう
な方がいれば、とても良いなと思っておりまして、大事なゴールというところ、目指すべき
ところというのはですね、只見町が先生方から選ばれる場所であるところで、それに対しては
学べる環境が必要でありまして、そのためには働きやすい環境、職場があるということが大
事ではないかなと思っています。

少しまあ、なかなか、突拍子もないアイデアかもしれませんが、そういう前提も踏まえ

ての考え方ですので、町の考え方をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、馬場一義君。

○教育次長（馬場一義君） 学校の運営に関しまして、いろいろご提言ありがとうございます。

同時にオンライン授業といったようなご提案もいただきましたが、一部あの、授業ではないんですが、活動の、交互の発表ですとか、そういった場合に3校同時にオンラインで繋がるといったようなことは時折やっております。

で、同じ授業をオンラインでやるという部分に関しましては、これはあの、教科によるのかなというところがありまして、同じ速度で授業が進んでいないと、算数ですと同じところまで進んでいないと同時の授業ができない。ただ、単発で授業ができそうな道徳ですとか、そういったものですと、教科書の進行速度違って可能なのかなというふうに思いますので、そういったところに関しては、時と場合によって可能なものは今後、各学校の先生方と検討してまいりたいなど、そのように考えております。

それから、スクールバスなんですけれども、日々の活動、授業以外にいろいろな生徒会の活動であったりとか、行事があったりとか、当日になってからその予定が変わるといったようなことが多々ございまして、それによって帰りのバスの変更を行うというケースがかなりございます。ですので、その辺に関しましては、なるべく予定を変えないでいただければありがたいんですが、逆にその学校活動に合わせて柔軟に対応していけるという部分も大事かと思っておりますので、その辺は業務のバランスと併せて検討してまいりたいと、そのように考えます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） ご答弁ありがとうございます。

答弁書にありました、スクールサポートスタッフのところ、こちら、県の方、県の募集だそうなので、町のおしらせばんにはなかなか載りにくいのかなと思いますので、少しあの、載せていただけるように努力していただけると、そういう仕事があるんだなど町民の方に知っていただけるので検討していただけると幸いです。

あともう少しですね、ご答弁書にあったですね、地域の方と先生との繋がりというのはとても素晴らしいですし、ご答弁書の内容はとても素晴らしい内容だと思っております。

少し、あとですね、先生の日々の、月から金までの勤務時間というのは非常に長いようですので、町の行事、例えば、なんとか大会だということというのは、結構その、小学校の

ところだと、学校の先生が役員に入られるところがあるようでございます。で、それはとても素晴らしいことなんですけれども、そうすると本当、学校の先生、朝から晩まで働いて、土日は町の行事に参加してみたいな形になると、本当、お休みがなかなか取りにくいところがあるのではないかなと心配しておりますので、少し、役員、この先生、人が足りないから先生に入ってもらわなくて、この行事には、ここの学校のこの先生が必要だからお願いしますというような、ちょっと少し、選定をしていただけるとありがたいなと思いましたが、少し付け加えさせていただきました。

続きまして、3つ目の質問のですね、財政のところでございます。非常にちょっとややこしくて難しい内容にはなるんですけれども、これもちょっと少し、私の先輩から教えていただいた、これは私の結婚の時にいただいたお言葉なんですけれども、お金がなくなると愛も覚めるから、お前はしっかり働けよというふうに教えていただきました。で、経済の勉強、経済学勉強しておりますと、クールヘッド・ホットハートという言葉がありまして、熱い想いは常に持ってなさいと。ただし、頭まで逆上せると適正な財政運用はできませんというような、まあ同じような意味だなと思いましたが、今の渡部勇夫町長のほうはとても熱い想いを持ってらっしゃいますので、そういったところ、クールヘッドもお持ちだと思いますが、なお、財政というところはクールヘッドが特に重要なことではないかなと。

今回、このタイミングでお伝えしたのは、先日記られました、実施計画でございますね。令和4年度・5年度の実施計画が数字がかなり、令和2年度・3年度のあたりのものから比べると数字が大きく変わっておりますので、このタイミングでご質問をしようと思いましたが。

まずですね、町のほうが出されている資料のところから文言を抜粋いたしますと、まず中期財政見通しのところがですね、地方財源を拡充する。これは地方交付税のところですけども、地方財源を拡充する方向では少なくとも今後、減額していくことが懸念されますと。地方交付税は減っていくという、国からのお金のところでございます。まず前提として。その下には行政改革の推進には住民の理解と協働が重要です。その前提として財政状況や施策内容の情報共有と適切な意見の反映が不可欠となりますというふうに、中期財政見通し、素晴らしいことが書いてあります。

で、今回の質問の新公会計制度の採用の目的はというところでございます、答弁書のところにはですね、固定資産、減価償却の考え方であったりだとか、民間の良いところを考えましょうと。特にその、資産の管理をしましょうというところの考え方を重要視をするとい

うところでございます、まったく私もそのとおりだと思っております。特にその見える化という部分もそのとおりでございます、で、一つ落ちていると私が感じているところはですね、町民へのわかりやすい説明という視点が落ちているなというふうに感じております。で、公会計制度というのはとてもまあ、難しくて、私もまだ勉強中でわからないところがあるので、今回に関してはですね、国の公会計制度もですね、いろんな考え方があって、今の新公会計になっているようなんですけれども、私は企業会計しか、まだ読めないんです。で、当局の皆さんに関しては公会計のプロの皆さんでいらっしゃると思いますので、その方々、国でも公会計と企業会計が議論して、今の公会計制度になっておりますので、特にこの質問に関してはですね、私は活発な議論ができれば良いなと感じております。ですので、只見町の議会基本条例の第14条ですね、ここにはですね、答弁に必要な範囲で反問することができるという、いわゆる反問権というものがありますので、私がもし、おかしな質問をしたりだとか、ちょっとよくわからないなというところがありましたら、是非、この反問権を使ってご質問を逆にさせていただいたら、とても良い議論になるのではないかなと思っておりますのでお伝えしておきます。

続きまして、町の財産ですね。減価償却の考え方をする必要性という、公会計、町とは、あまり減価償却の考え方がないようなんですけれども、それをしましょうというところの必要性というのはどのように考えていらっしゃるでしょうか。お願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 新しい公会計へのご質問でございます。

まず減価償却の考え方です。これ、大変申し訳ありません。我々もまだ、どういったふうに活用して、どう判断していくのか、というところが、はっきり言ってわからないという状況でございます。我々も長く、この単年度収支、現金主義という形で決算、予算を行ってきました。ここに資産、長く持っている資産を入れた貸借対照表であったり、そういったものを作っていくということでお示しをされているわけなんですけれども、実際のところ、大変申し訳ありませんが、まだ詳細な部分については我々も把握していないというところが現状です。これからまあ、一緒に勉強させていただいて、より良いものを、どういった内容に活用できるのかということも含めて勉強させていただければなというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） ここはちょっと、私の私見ですけれども、この公会計制度用いること

によって何がやるかというところですね、公共施設の維持管理費を試算しましょうというところ
です。それに來たるべき大型改修に備えましょうというところが今回の制度の肝の部分のよ
うでございます。で、只見町に置き換えますと、その部分というのはクリアしているという
ふうに感じております。というのは、只見町公共施設等総合管理計画、今回の町長の答弁で
も個別計画というもの、言葉が出ましたけれども、それをつくるために必要、その計画を実
現するために必要というところでございます。で、その中身を見ますと、今、大体、そこに
数字載っているのは、維持費として今は6.4億円、毎年かかりますよと試算されておしま
して、それが数年経つと、20年後でしょうか、ちょっと、そのあたりになると、15.
4億円毎年かかりますと。9.5億円ほど維持費で足りなくなる。今から増加する見込みで
すという、かなり厳しいことが書いてありました。その公共施設というのは、道路であつた
り、橋であつたりだとか、わかりやすい箱モノと言われるものではなくて、生活が不便なく
過ごせるための公共施設というところでございますけれども、その維持費が莫大に増えてい
くというところに対して、適正な財政状況、地方交付税は減っていくものだと書いておしま
すので、それに対して適正に減らしていきましようというような旨が書いてあつたと思いま
す。で、どういうことかと申しますと、先ほど財務諸表の貸借対照表というのは、只見町が
今持っている財産を全てあげてください。で、それは自分のものなのですか。人のもの、起
債とかですね、借金、銀行のものなのか。誰のものですかというのがわかりやすく出しまし
ようというものでございます。なので、人が減っていく、お金も減っていくということは資
産を減らしていかないとパンクするということでございます。なので、貸借対照表の数字は
基本的には減らしていかなければいけないなというところを考えておりますので、その目安
として新公会計制度というものがまず貸借対照表としてあるのではないかなと思っておしま
す。

で、大事なところというのはですね、私のね、年代は、おそらく、逃げ切れると申しま
すか、なんとかなるんです。私の子供の世代というのは毎年、今より、9.5億円、維持費、
公共施設の維持費をのっかかる町になるんだなと書いておしまして、その町に誰が住みたい
んですかというところが今回のその3つ目の趣旨の、質問の趣旨なんです。で、未来の世代
が背負うものを今の世代が頑張つて減らしていかないと、誰も残らないよねというところの
質問の趣旨です。その数字がもう9.5億円ですよと、足りませんよというふうに書いて
ありますので、あとは実行するだけです。で、今回のところの町長の最初の施策のところ

出てきたので、そういったところの意気込みがあるのではないかなと思っております。

ですので、今回ですね、お伝えしたかったのは、そのうえで、大事だなというところが、実施計画のところ、すごい数字が変わっているというところがお伺いしたいところの、細かいところの質問なんですけど、令和2年度・3年度の実施計画のところと、その時の4年度、1年後の見込みと、今現在、直近に迫った令和4年度の実施計画の経常費用がかなり数字が違うというところが今回ご質問したいところなんです。で、どういうことかと申しますと、経常費用というのは何もしなくても必ずかかってくるお金、固定費というところにして、その固定費をいかに減らして利益を出すかというのが民間の考え方で、固定費をいかに減らして、投資にまわして、行政サービスにまわしていくかというのが行政の考え方だと思っっているんです。ですので、それは行政の用語でいうと、経常収支比率というようなんですけれども、その比率が高いと、困っている人にお金が出せないということになっていくというのが危惧しているところです。なので、そのコストというものをわかりやすく出そうというのが新公会計制度の一つの行政コスト計算書なんですけれども、その固定費の部分が1年前に出された令和4年度の計画書からですね、その時にはですね、令和3年度・4年度の時の、4年度の固定費ですね、の試算としては37億6,000万円。約ですね。で、今回、先日配付されました実施計画書、令和4年度のものでですね、経常費用のほうが37億6,000万ですね。ですので、5.7億円ほど経常費用が上がっているという、その下のところですね、その事業、実施事業に関しては、ここから落ちて予算書になっていくという流れだそうなので、そこについて言及する気は一つもなんですけれども、この固定費の部分というのが上がっている。しかも、人件費が1.8億。維持費、補修費も2億上がっておりまして、人件費が1.8億も上がるというのはこの後、何十年間、人件費が上がる見込みなのかというところ。それが、そういう説明が一切ないまま、ここが終わっていて、尚且つ、決算書には経常費用の部分というものが、決算書にはなかなか載ってなくて、その、今、只見町は維持するためのコストがいくらなのかというところがわからない。それはもっと広く、町民の方に知っていただかないと、判断基準がつかなくなっていくなというところがありますので、その、まず実施計画書のところの差の部分というところ、そこをお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 今ほどお質しのありました実施計画で使っている数字の部分でございます。これにつきまして、中期財政見通しの数字を使っていると、参考にして実施計画

を作っているということでもあります。

で、何故あの、前回といいますか、2年度の部分の実施計画と3年度の部分の実施計画違うのかということだと思います。これにつきましては、これまでは決算の金額をベースに財政見通しを立てておりました。で、決算ベースでございますと、不用残、そういったものを全て取り除いた決算額になりますので、実質支払った金額、実質入ってきた金額をベースに積算をさせていただいております。ただ、これでありまして、どうしても低い数字になってまいります。で、実施計画を組む場合ですと、当初予算で組みますので、予算ベースで、やはり中期見通し立てていかないといけないということで、3年度から当初予算を、前年度の当初予算を基に財政見通しを立ててきましたので、ある程度、経常的な経費については大きく見ざるを得なかったということになっておりますので、人件費等も差が出ているということでご理解をいただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） ご説明、理解いたしました。

大事なところがですね、私、民間のまあ、企業会計しか見ないので、予算を決める時にですね、民間のほうですと、半期決算の、半年前の経営状況、四半期前というか、3ヶ月前とかの12月の決算状況を見て、予算を大体考えるんですけども、町の通例というか、公会計、普通は、1年前の、私が資料、今回の予算書の資料として見ているのは実施計画書と1年前の予算書。令和2年の決算書ということで、一年間、この令和3年度の事業実績がわからないまま令和4年度の予算審議に臨むということなんです。これ、行政からすると当たり前のことだと思うんですけども、民間からすると、とてもその、難しいというか、ところがあるんです。で、これを他の自治体、どうにかなっていないのかなというところ調べたところですね、東京都とか習志野市はとても先進地だそうで、日々入力をして、どうにかこの新公会計制度の財務諸表、令和3年度の財務諸表の部分を、なんとかこの予算範囲でできないかというふうな動きを随分前からされているそうです。ですので、せっかく令和4年度の予算を作るのであれば、やっぱり直近の成果を見たいなというところは正直なところなので、そういった先進地の事例がどういうふうに行っているかというところがございます。を是非見ていただきたいなというところと、あと郡山市はこの財務諸表の見せ方がとても上手なんです。で、今、公開されているのは、おそらく国からのテンプレートをそのまま入れているだけなんですけど、それを読みやすく町民の方に理解していただけるように、パワーポイント

トみたいなものでわかりやすく出してるので、町民説明というものはそういったものがとても大事でございます。で、広島県の安芸高田市の石丸市長さんのほうはですね、町民の方向けにスライドを使って、先ほどの（聴き取り不能）財政状況の説明をしております、それがユーチューブにも出しております。非常にわかりやすく、経常収支のところの部分ですね、経常収支比率に対して人口から経常収支比率、どう、町はここから向かっていくべきか。ただ単に検証するのではなくて、そういったところがあってやっているというのがありますので、是非、先進地の事例を見てやっていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 最後に、まとめて、町長。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それぞれあの、行政情報の発信体制については、先ほど申し上げましたとおり反省すべき点は反省して、今後活かしてまいりたいというふうに思います。

学校の運営につきましては、今日、あいにく、教育長が県の教育委員会との会議ありますので欠席しておりますが、教育次長、しっかりと受け止めておまして、そういったことで今後のオンライン授業、学べる環境が大事ということで、へき地医療から転じたへき地授業と、そういったことをいろいろご提案いただきました。ありがとうございました。

あと新地方公会計制度につきましては、基本的には総務課長申し上げたとおりでございますが、やはりあの、漠然とした経費節減ということではなくて、ちゃんと裏付けのある、只見町を運営していくためのコストをしっかりと町民の皆様にはわかりやすく、先進地もご紹介いただきました。そういったことを参考にさせていただいて、我々も研鑽・研修に努めまして、議員おっしゃるような行政執行できるように引き続き努力してまいりたいというふうに思いますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

誠にありがとうございました。

○4番（菅家 忠君） ありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） これで、4番、菅家忠君の一般質問は終了しました。

昼食のため、暫時、休議します。

午後の再開を1時15分からといたします。

休憩 午後12時05分

再開 午後 1時13分

○議長（大塚純一郎君） それでは、時間前でございますが、全員お揃いですので午後の会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番、山岸国夫君の一般質問を許可いたします。

8番、山岸国夫君。

〔8番 山岸国夫君 登壇〕

○8番（山岸国夫君） 一般質問通告書に基づきまして2点質問いたします。

1点は、国民健康保険税の軽減についてです。質問の要旨は、国民健康保険税は、協会けんぽと比較しても高額となっております。昨年3月の一般質問で協会けんぽと只見町の国民健康保険税の比較を示し質問いたしました。全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方三団体は加入者の貧困化と高すぎる保険料という国保の構造問題で1兆円の国庫負担増を要求してきた経緯があります。国民健康保険税が高額となっているという認識は全国的なものとなっていると思います。

国は令和4年度から未就学児に限って国保税、国保料の均等割りの軽減対策をとることになりました。これは、私は世論の反映であるというふうに思っております。

新型コロナウイルスの影響による収入減や、昨年の米の暴落など町民生活には多大な影響を与えております。基金を活用して国保税の軽減を図るべきと考えますが、町長の考えを伺います。

また、国保会計のうちの予備費の予算・決算額の過去10年間の金額を示していただきたいと思っております。

二つ目、難聴者への補聴器購入補助について。身体障害者手帳交付の対象とならない軽度・中程度の難聴者への補聴器購入補助について、これまで一般質問で3回提案しております。今回で4度目であります。軽度・中程度難聴者への補聴器購入補助を制度化するよう求めます。また、次の内容についても伺います。

一つ、難聴者の現状把握を町はどのように把握しているのか。

二つ、70デシベル以上の身体障害者に該当する対象者への支援はどのように行なってい

るか。

3、福島県には軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金制度があるが、この制度に対する町の対応について伺います。

以上であります。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 8番、山岸国夫議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、国民健康保険税の軽減についてであります。山岸議員お質しのとおり、全国町村会では、国民健康保険は他制度に比べ、年齢構成が高く医療費水準が高いほか、保険料負担が重いなどの構造的な課題を抱えながらも、我が国の国民皆保険制度の最後の砦としての役割を果たしていかなければならないとし、医療保険制度の一本化の実現、国民健康保険の安定運営の確保を国に要望しているところです。

さて、令和4年度からの未就学児に係る均等割保険料の軽減であります。これは全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から導入されるものです。また、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に対する国の財政支援につきましては、令和4年3月31日までの適用期間でしたが、今般、令和4年6月30日まで延長となりました。

次に、基金を活用して国保税の軽減を図るべきとのお質しですが、現在、新型コロナウイルス感染症のまん延により、国民健康保険事業の運営も従来よりも不透明な状況にあります。一つは感染症がこのまま収束していくのか、また現在、新型コロナウイルスは二類感染症に指定され、医療費は国費により賄われておりますが、今後、感染症の指定変更により、感染者の医療費に自己負担が生じるようになることも想定されます。さらに長引く経済活動の規制により、今後の被保険者の所得の動向も気になるところです。

基金については、医療費の値上げ、流行病の発生により保険給付に要する費用に不安が生じた場合、また、大幅な保険税率の引き上げを緩和する等保険税の水準について適切な見直しを行うために充てること等としています。

令和11年度の予定されている福島県統一保険料率に備えて、

ここですみません、令和5年度となっておりますが、誤りでありまして、令和6年であり

ます。お詫びして訂正をお願いしたいと思ひます。

福島県統一保険料率に備えて、令和6年度から令和10年度までを県統一保険料率に向かう移行期間とされていることから、それに備えた対応をするための活用も視野に入れながら、貴重な財源を有効に活かしてまいりたいと考えています。

また、国保会計の予備費の予算額・決算額の10年間の金額は次のとおりであります。申し上げます。

平成23年度予算額が1,079万8,000円、決算額は0円でした。平成24年度予算額は2,066万9,000円、決算額は2,406万円。平成25年度予算額は469万8,000円、決算額が474万3,000円。平成26年度予算額は492万9,000円、決算額0円。平成27年度予算額は443万7,000円で決算額0円。平成28年度予算額は559万7,000円で決算額が11万1,000円。平成29年度予算額は501万3,000円、決算額1,425万5,000円。平成30年度予算額は921万6,000円、決算額は97万1,000円。平成31年度予算額は737万7,000円、決算額27万7,000円。令和2年度予算額が491万2,000円、決算額6万7,000円。

以上でございます。

次に、難聴者への補聴器購入補助についてであります。

項目ごとにお答えいたします。

一つ目の、難聴者の現状把握を町はどのように把握しているのかという点についてでございますが、介護保険の認定調査に聴力という項目での把握をしております。調査員が会話を通じて、普通、やっとな聞こえる、大声が聞こえる、ほとんど聞こえず、判断不能、を選択するものです。

二つ目の、70デシベル以上の身体障がい者に該当する対象者への支援はどのように行っているかについてですが、身体障がい者手帳をお持ちの聴覚障がい者の方には補聴器購入の補助を行っています。申し込みは町となります。

三つ目の福島県軽度・中度難聴児補聴器購入費等補助事業補助金制度に対する町の対応についてですが、事業の実施主体は市町村となることから町で実施要綱の制定が必要となりますので対応してまいります。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） それでは、項目に沿って再質問をさせていただきます。

最初に、国民健康保険税の軽減策であります。これは何度も一般質問で行っておりますが、その域を出る回答ではなくて残念であります。

最初の、まあ、半分以上は、大体、制度の説明の中身だというふうに聞いておりました。で、この全国知事会、それから全国市町村会、全国町村会。この3団体が、やはりこれを国保税が高いと、協会けんぽと比べて。で、国は1兆円の財源を保証しろというのを求めて、もう3・4年経っていると思います。で、何故こういうふうになってきたかという根本のところは、社会保障制度そのものへの国の補助金のカットが最大の問題です。以前は、医療費の5割を国が、国民健康保険税、全国的には国民健康保険料というところもありますけれども、只見町の場合は税できておりますので国民健康保険税という形で私は話をさせていただきますが、国が5割、元々負担していたのに、医療費の5割というふうの方針変えました。よって、国の補助は、平均すれば医療費の35パーセント前後というふうに言われておりますけれども、約15パーセント程度を国の負担金を減らしました。それが町や、そして、加入者への負担増ということになってきて、協会けんぽと比較して国保税のほうが高くなっているという問題が発生してきて、こういう3団体の1兆円規模での国庫財政の（聴き取り不能）を求めるといった意見が国に上がるという国全体の流れでありました。

ですから、国が今、社会保障の経費を削減しているもとの、町民の健康維持や生活を守る。これは地方自治法に則って町が責任を持って進めないと、ここの町民への責任を果たせないというふうに私は思います。

そういう点で、町長は、この国保税について、協会けんぽと比較して、高いと思うのか、妥当だと思うのか、その認識についてまず伺います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今、改めまして、協会けんぽと国保との認識を問われたわけですが、先ほども答弁の中で申し上げましたが、国民健康保険は加入者の方が、被保険者の方が年齢構成が高い、第一線のサラリーマン、そういった勤めた方がご退職なされてから加入されるケースも多くあったり、年齢構成が高いということで、そういったことから、また、年金収入の方が被保険者の方が多いということからは、私は保険料負担が重いというふうに、先ほども申し上げましたが、そのような認識は持っております。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今、年齢構成の問題言われましたけれども、国民健康保険に加入している世帯と人数。それから、75歳以上の人が加入となっている後期高齢者医療制度の世帯と人数。直近2年間分でもわかれば説明してください。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 国民健康保険の人数と世帯数ですけども、令和2年度ですが、930人の618世帯。令和3年度、992人の649世帯であります。後期高齢者でありますけれども、こちらは個人ごとですので、世帯ということでは出ませんので人数ですけども、賦課確定日におきまして、令和2年度が1,257人、令和3年度が1,221人です。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 先ほど町長、年齢の問題で、構成高いと言いましたけど、今、保健福祉課長が答弁しましたように、只見町の場合は後期高齢者の加入者のほうが多くなっているんです。今。もう年齢が高いって言ったって、75歳で、これは強制的に年齢で区切られて、それぞれの、65歳の誕生日前までは国民健康保険税、75歳になったとたんに後期高齢者保険料という形でこの制度は進められておりますので、問題は、やはりこの賦課する率、所得割や均等割や平等割など、これで決められるわけですから、そこがやはり根本的には高いと。で、私、何度もこの場で言ってきましたように、均等割については、生まれてすぐ、国保加入者の子供であれば、赤ちゃんでも収入がないのに税金が掛けられる。これはおかしいんじゃないかと。人頭割的なこの制度の中身じゃないかということも、この間、何度もこの場で発言もしてまいりました。

そういう点では、政府もそこは認めざるを得なくなったというふうに思います。その児童の均等割を軽減するという。で、これはやはり、国も認めざるを得ないから、制度が法改正になったということ、それ自身は、やっぱり全国的にも国保税が高いと。で、収入がない人にも税金を掛けるというやり方どうなんだという、やはり世論の中で国も動かざるを得なくなったというふうに私は見ております。黙っていて国がやるはずがないんです。これはやっぱり全国のそういう世論の中で、こういう、国も認めざるを得なくなったという問題。

それから先ほどの全国町村会や市長会、知事会での1億円の規模の国への保証を求めてきた中身についても、平成30年からの国保の広域化の中で、3,400億円は国が今も継続

して補填しているわけであります。1兆円に対して3,400億円ですから、まだ3分の1しか、国は全国知事会や市長会、町村会の求めに応じて、それしか、3分の1しか、求めに応じていないというのが実態であります。そういう点では、広域化に伴う3,400億円。それから今度の児童にあたっての均等割の軽減措置がありますけれども、やっぱり抜本的な改定にはなっていないというふうに思っております。

で、基金についての、この考え方もありますけれども、先ほどの町長の話で、今後のまあ、広域化、令和6年度からの県統一保険料に向かうというふうな答弁の中で、これ、町としては、この令和6年から令和10年まで、これ、県の統一保険料に向かう移行期間と。で、これが、これはどう、保険料になってくるのか。まあ、見込みになると思うんですが、後期高齢者医療制度の導入に伴って広域化されました。で、その当時は、只見町は県の平均よりも相当、保険料が、保険税安かった、県平均よりもかなり安かったというふうに記憶しております。それで6年かけて県平均まで基本料が値上げされました。毎年。それはその当時の町のこの制度改定にあたっての説明の中でも、そういう趣旨の話が説明会でもされておりました。そうすると、令和6年から10年と、それ以上も、この広域化の問題はずっと続く、国が方針変えなければ、これ続くわけで、そういう点では今現在町で持っているのは、令和6年からは毎年、保険料が、県に納めるいわゆる納付金。これが、いわゆる保険加入者一人あたりで見ると相当、値上がりしていくのかどうなのか。その辺の見通し持っているのかどうなのか伺います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 町長の答弁でもありましたけれども、令和11年に予定されている福島県統一保険料に備えてということで、令和6年から令和10年まで5年間の移行期間があります。只見町の国民健康保険税、郡内でも比較的減額されておりますけれども、県内のこの統一保険料というのは、やはり高い保険料が想定されてございますので、この6年から10年までの間に緩やかにその保険料に向かっていくような基金の使い方等を検討していきたいということでございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうしますと、私はこの国民健康保険税のこの今回の質問の大枠の趣旨は、すぐ、基金の活用をして減額措置をしてほしいというのが、今回の一般質問の趣旨であります。

この問題、何度もやってきましたが、今回も大体同じような中身の答弁で、私の減額してほしいという要望に対しては、まあ極端に言えば、まだやりませんという答弁で、今までと同じ答弁だというふうに認識しておりますが、先ほどの保健福祉課長の答弁で、緩やかに向かっていくということは、先ほど国保の加入者、令和2年度で930人、で、これからまあ、戦後生まれの方の、いわゆる75歳以上になるのが大体今年から来年・再来年と。そうすると国保の加入者はどんどん減っていく。で、後期高齢者の人数がもっと増えるという人数構成になると思うんですね。構成は。で、そうすると、もう既に、令和4年度の県への納付金の金額というのはもう示されているんですか。お答えをお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 示されております。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この納付金の算定、様々、複雑な計算方式あるようですけども、極端に言ってね、国保加入者が人数が減ってきていると。で、交付金額は、納付金額は県から示されていると。ということで、前年度と今年度と比較して、単純平均で、例えばですね、県から納付金の金額、例えば1,000万と。で、今年は1,200万という形で示された場合に、加入者一人あたりの平均した納付金額というのは、去年と、前年度と今年度、比べた場合は、どんな流れになるのかっていうのは、概算では、勿論、これは概算の話ですから、わかりますか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 今、県からの納付金額については、昨年度よりも少ない金額になっております。で、今お質しの一人あたりの、という金額ですけども、そちらのほうについては今の見込みでは、これも本当に見込みでございますけれども、同じ、今年と同じぐらいか、というところですけども、これもあの、所得の影響等がございますので、今はっきりとお答えすることは控えさせていただきたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） すぐ減額はしないというような答弁ですので、これ以上、議論していても、中身の回答変わらないと思いますので。

先ほどの、一番最後の質問のところ、過去10年間の、その予算、国保会計の予算のうちの予備費の予算と決算額、資料で出して答弁いただきました。で、これ、何故、私が要求

したかという、県への納付金以外に、と、この予備費、プラスになれば、あとは国保税のところで、大枠の計算ですよ、国保税のところでの収入を図ることになりますから、予備費を大きくなれば、国保税の収入額も増やすという形になるんじゃないかというふうに私は、単純計算の中身で考えてます。そうしますと、過去10年間で予算額よりも決算額が多い年がいくつかありますけれども、しかし、平成30年度以降は広域化になって、給付費はほとんど県のほうからくるわけですから、予備費のところはほとんど使わなくてもすむという中身になっているんじゃないかと。ここでもう、平成30年度は予備費が921万6,000円に対して、決算額は97万1,000円。31年度は737万7,000円に対して決算額が27万7,000円。令和2年度は491万2,000円に対して6万7,000円ということですから、そこはやっぱり広域化の下での、この予備費の扱い方も随分変わってきているなというふうに思います。で、国保税の、なかなか、基金活用しての減額するという答弁得られてませんので、せめて国保税のこの計算の際に、過大なこの予備費の見積もりしないで、適正な見積もりにして、ここでの国保税の算出根拠を比較するという努力は是非していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 予備費でございますけれども、年度当初は仮、6月に本算定でございますので、仮に予算を年度全体を見据えて組みます。そして、この予備費の決算額ですけれども、そうした一年の中で歳入と歳出での収支を合わせるためのものございまして、例えば平成30年決算額97万1,000円ということでありまして、予備費以外のほかの科目を合わせますと、翌年度の繰越額が114万4,045円になっております。そして、その時に基金が足りない分といいますか、基金の取り崩し額が259万8,000円というふうになってございます。平成31年になりますと、決算額が27万7,000円でございますけれども、その他の科目での残額になりますけれども、翌年度の繰越が118万5,177円になっておりまして、この際には基金の取り崩しが1,072万5,000円となっております。一方で積立額が721万5,153円となっております。差引、平成31年は350万9,847円の基金の取り崩し、相殺してということになっておりますので、この予備費の考え方なんですけれども、そういったことございましてご承知おきいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 国保税については、これ以上の回答は、残念ながら、ないと思いますので…

○議長（大塚純一郎君） 山岸君、町長から発言の…

○8番（山岸国夫君） どうぞ。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今ほどあの、山岸議員から、国民健康保険税の軽減についてのご質問をいただいて、私の答弁が非常にあの、残念な回答といいますか、進歩がないというようなお話いただきました。

ここであの、四つの視点から考えていただきたいなというふうに思います。

やはり一つは、議員おっしゃるような、被保険者の方の負担の在り方。確かに一番あります。あとは、次には、先ほど4番議員からもお話ありました、町の財政。国民健康保険に繰り出すときには、繰出基準とって、どういったものに、大変、私が言うのも僭越ですが、お金を出すかっていう基準が決まっています。ガイドラインです。それを守っていかなければいけないという会計上の問題、二つあります。あと三つ目には、やはり健康づくりの問題あります。そして、四つ目に医療の問題あります。

この中でやっぱり考えていかなければならないというふうに思ってまして、実はあの、後期高齢医療保険制度ができる時に、私、たまたま、担当課長やっております、福島とか、郡山に、何回か会に行ったことありますが、その当時、福島県内には90の市町村ございました。合併前でしたので。その時、只見町は一人当たりの医療費が少ないほうから数えて4番だったか、5番だったか、少なくとも非常に一人当たりの医療費が少ない町でした。さらに、人口規模がもっと多かったにもかかわらず只見町は一人当たりの医療費が低いということで、非常に高く評価されている町でした。それにはやはり、当時、只見町はガン撲滅宣言という宣言をいたしまして、保健事業が充実していたというふうに思います。やはり健康づくりに力を入れられて、やはり予防、検診の検診率のアップであったり、そういった健康づくりに力を入れてこられて、今より年齢も若かったということもあるかもしれませんが、そういったことで一人当たりの医療費が抑えられていたと。あとは、これを後期高齢医療保険制度するとき、県内統一の保険料にするといった時に、それは私、言った記憶ありますが、それはおかしいじゃないかと。というのは、頑張っている、健康づくり頑張っているところ

のその頑張った、今の時代で言えばインセンティブというか、頑張った部分、消えてしまうじゃないかという話をしましたし、あとは、病院が近くにない。診療所、あとは片道1時間・2時間かけた病院しかない地域と、5分・10分行けば大きな病院がいくつもあるような地域の統一保険料はおかしいんでないかという、大変、生意気にも言った記憶ありますが、そういうことがありましたが、それでまあ、一つは、私が言ったからではありませんが、ほかの市町村も、五つの市町村思っていました、段階的に、2年ごとに段階的にやっていって、6年後に統一するというやり方で、まったく今回のやり方と同じだなというふうに思います。なので、やはりこれはあの、その基金をいっぱい持ったまま、統一保険料に移行するというのは、なかなかこう、悩ましい、考えるところがありますので、そこはやはり先ほど担当課長が申したように、その辺のタイムスケジュールを見ながら、基金はやはり被保険者に還元していくというか、保険税の軽減を図っていく考え方は持っております。ただ、それを一挙に吐き出してしまった時に、いわゆる、後っ腹が病めるといいますか、大変なことになりますので、その年数を見ながら、計画的に払い出しといいますか、充当していきたいという考え方は持っておりますので、まったく考えてないということではありませんので、その辺は是非ともご理解いただきたいと思います。

やはり、そういった中で健康づくりの大切さ、そして、今、診療所も国民健康保険事業の直診勘定です。町立診療所ではありません。国民健康保険でもっている国保診療所ですから、直診勘定を持っている国民健康保険自体が市町村の中では珍しいわけですから、そういった町独自のこともございますので、そういったこともご理解いただいて、医療体制の充実、医師・看護師の確保というものと絡んでまいりますので、そういった中で、過去にはそういった、私から言わせていただければ非常に輝かしい時代が、保健・医療・行政に輝かしい時代がありましたので、そういったことを手本としてこれからも頑張っていきたいと思っておりますので、まったく考えてないということではございませんので、是非ともご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 次の問題に入りたかったんですけど、町長の話ありましたので。

私はやっぱり、今の町民の生活実態鑑みて、令和6年度からじゃなくて、先ほどの町長のタイムスケジュールというのは令和6年から10年の間になろうかと思うので、私は9,000万ちょっとある基金を全て単年度で使えという言い方しているんじゃないかなと思います。

ぱり軽減措置をどう、どのぐらい使うかというのは、またこれは、当然、今後の問題もありますから、そういう点も含めて軽減措置をしてほしいなというふうに思っているわけであり
ます。

次の問題に入ります。

難聴者への補聴器補助について、町としての私は、軽度・中程度難聴者への補聴器購入補助を制度化することを求めるというのが最大の私の質問の趣旨であります、答弁はこの部分についてありません。で、その後の、三つの内容について、項目について伺いますという
ような、項目立てに私はしておりましたので、項目ごとの説明しかありませんので、補聴器
導入補助の制度化についての答弁をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 中程度、軽・中程度というのは、6月の会議でもお話ししまし
たけれども、30デシベル以上の軽度難聴、50デシベル以上の中度難聴の方ということの
対象の補助制度をつくってはいかがというお質しだというふうに伺っております。

6月の議会でも答弁をしてございますけれども、今回はその中でも認知症と難聴の関連性
について、認知症を予防するというか、そういう効果があるので、さらにその制度をつくっ
てはどうかというお話もございました。補聴器の取り扱いなんですけれども、やはり、その
機械によりまして様々な機械が、高いものから安いものまでありますし、またあの、補聴器
は作ってもまあ、合わないで使わない方もいらっしゃるというふうに伺っております。バラ
ンスよく、公平に補助ができるというようなところでの問題も、課題もあるのかなというふ
うには思いますが、現在のところ町ではこの身体障がい者、70デシベル以上の補聴器補助
というところをお願いをしているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） いろいろ説明なさるんですが、私は補聴器購入補助の制度化。これを
求めているので、この制度化についての検討をするのか・しないのか。その答弁、町長願
いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） すみません。補聴器の前に一つだけ。短く喋ります。

先ほどの国民健康保険税の負担軽減の話については、予算提案でご審議いただく前に国保
の運営協議会という会議に諮問して答申をいただいてから議会にご提案申し上げております

ので、そこには医療の代表もありますし、あとは広域代表ということで町民の方も委員として入っていらっしゃると思いますので、そういった中で山岸議員からいただいたご意見はちゃんと受け止めさせていただいて、その6年度からでなくてももっと早くとか、今までもそういった、操出ですか、そういった基金を崩したことがありますから、過去にもそういうことありますので、その辺はご意見を受け止めさせていただきまして、そういった運営協議会の中でもご相談いただきますので、そこら辺のところはひとつ、そういった態度でやっていくということをもひとつご理解いただきたいなというふうに思います。

それから、難聴者の補聴器購入につきましては、大変あの、本当にお困りな実態があるということをお教えいただきましてありがとうございます。本当に、なかなか本当に、ご本人でなければ、その辛さ、不自由さはわからないものというふうに推察しております。ですが、非常にあの、恥ずかしい話ですが、三つ目の県のこういった制度があるものに対して町の要綱の制定が遅れているというふうに思いますので、まずは、この県の制度に則った町の要綱制定を担当課長のほうに急がせますので、まずはここを急がせていただきたいというふうに思います。そのうえで、この件は、だいぶ、医療とか、様々な専門的な方のご意見をいただいてからでないとなので、検討についてはするようにしていきたいと思いますが、はっきり、それをどういうふうにやるのか、どうなのかということは今、検討経過等を教えていただかないとできないものですから、今日のところはそのような答弁でご容赦いただきたいなというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今、3番目の問題については町長答弁いただいて、すぐやるということで、これはこれで前進かなと思います。県の制度があるわけですから、それはやっぱり有効に活用していただきたいと思います。

これはやっぱりあの、児童に、対象になってますので、小学生までかなというふうに思いますけれども、これに関連して、児童だと、今あの、児童の方の難聴の調査や、それに対する対応というのは、教育委員会のほうはどんなふうに行ってますか。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、馬場一義君。

○教育次長（馬場一義君） 小学校入学時の健診におきまして聴力の検査を行っております。

今現在、児童の中に対象となる児童はおりません。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） なかなか最初の、補聴器導入の購入補助についての答弁がいただけないので残念であります。去年の6月に質問して、約9ヶ月。で、この間に、全国では50の自治体に増えました。国も、前か、その前に質問した時に、難聴と認知症の関係の研究。それについては町長答弁では、まだ解明されていないというような答弁だったと思います。しかし今、厚生労働省のほうも、この難聴と、それから認知症の問題についても、委託研究として、これ発注もして、それらも公表されていて、関連性も研究結果として出されてきているような状況に今あります。ですから、国もそういう点ではこの認知症と補聴器の導入の問題について調査は2年前ぐらいから、助成制度も使って研究が進められているのは実態であります。

またあの、兵庫県でも、補聴器購入補助制度への導入事業の検討に県レベルで入っているという動きも出ておりますし、それからあの、先ほど50自治体に増えてきているというふうに言いましたけれども、まだこれ言うと、町長は金のある自治体だからという答弁になるかもしれないんですが、千代田区、東京の。ここは、独自に、港区、東京都港区。ここでは上限13万7,000円。これは全国一の補助金額です。ただ、住民税課税のある人はその半分の6万8,500円ということで、新たに22年度から実施する予定のようであります。そういう点では、どんどん、やっぱりこの問題増えてきているというふうに思います。

それで、町のその、難聴者、やっぱ、耳が聴こえにくくなっている方の調査。これあの、現状把握については介護保険の認定調査時に聴力検査していると。そうすると、介護保険認定されていない方でも耳が遠くなってきている方もいらっしゃると思うんですね。そういう点では、そういう町民の実態調査。これ、やるには、健康診断でやるのが、介護保険の適用の時にやるんじゃなくて、一番やっぱり、健康診断の時に、そういう調査も行って、それでやっぱり町民の実態を掌握するというのが私は必要なんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 聴力の検査については、町の健診の時には今まで行ってはおりません。聴力の場合は就職するとき、あと事業所での就労に関して支障のないようにという調査が多いのかなというふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 私はあの、今現在は介護保険制度適用になる人だけ聞き取り調査して

いると。で、実態調査するには、私はこの補聴器の導入補助求めているわけですが、町民の置かれている実態、どのぐらいやっぱり、耳が聴こえなくなっている人達がいるのか。これは介護保険を申請しない人でもいると結構思いますよ。そういう人の実態調査するうえでは、特にこう、認知症にならないためにも私は補聴器必要だというふうに考えて、この問題提起、一つとして提起しているわけで、そういう点ではやっぱり、その実態調査の仕方、やっぱり、実態つかむにはやっぱり健診が一番いいかなと思うんですが、全国的には、健診の時に専門医もいて、聴力検査きちっとするという自治体もあるんです。で、町もそういう町民の実態をつかんで必要な対応をしていくということでは実態調査がないとわからないわけですから、そういう点での町での健診時に調査するというのはどうですかというふうに伺っております。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 今、山岸議員のおっしゃったように、全国の中では健診の時に聴力検査を行っている自治体があるというお話をいただきました。実態を把握するのに、全員というか、どの規模で行うかということもございますけれども、今のお質しを参考に、実態調査についての在り方について研究してまいりたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 時間もないんで、是非、そこは研究して、早期に実現するようにお願いしたいと思います。

それで、実際にね、補聴器を購入している方、どういう補聴器を買うかなというふうに結構悩むと思うんですね。そういう点で、認定補聴器技能者による購入時の調整や購入後のアフターケアを受けられるようにするには、この補聴器相談医と、医者、ドクターですね、補聴器を相談するドクター。これは日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が規定する認定医というふうになってますが、会津地域にはこういうお医者さん、どのぐらいおられるかご存じですか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 申し訳ございません。何人いるかはつかんでおりません。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 私も調べてみて、6箇所しかないです。ほとんど若松が主で、あと喜多方が1件、県立宮下病院が1件ということで、この実際にね、今、町の補聴器を購入する制度がなくても補聴器を買っていらっしゃる方もいます。こういう制度も全国的なお医者さ

んの機関の中で認定医の制度も使って、持っていて、そういう全国的に5,000人ぐらいのお医者さんがいるそうですが、会津では6医院、病院含めて。で、お医者さんの数は7人と。

で、もう一つあるんですが、認定補聴器技能者。補聴器についての専門的な知識や技能を習得した人。これは公益財団法人テクノエイド協会が実施する養成課程の受講を終了し、認定試験に合格することが条件だという制度もあるんですが、これ、残念ながら会津には一人もいません。そうすると、実際に補聴器購入する場合に、どういうレベルで、お店のほうは売ろうと思って、どんどんどんどん宣伝しますから、この補聴器買う人にとっても、どういうお店を選ぶのか、どうすればいいのか、わからないというのが現状だと思うんですね。そういう点では、耳が段々段々聴こえなくなってきて補聴器買いたいなという方への宣伝として、こういうお医者さんに相談するのが一番いいですよというようなことも必要じゃないかというふうに私は考えているんですけど、これは町の広報なり何なりでやれば予算付けなくてもできることですから、これらについての町民への周知ということではいかがですか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 認定医が会津に6人あって、7人いらっしゃるということで、その方を紹介するということ、ですかね。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そういう難聴者で補聴器を購入するのは、そういう認定のお医者さんがいらっしゃいますよと。具体的に名前挙げるのがいいのかわかりませんが、そこはまあ、研究の余地あると思いますが、そういう制度もありますぐらいの紹介はやってもいいんじゃないかというふうに思いますけれども。病院名や医院名を固有名詞で、町が広報の中で挙げて、こういうところにどうぞというのはどうなのかなというふうにも、ちょっと、私個人としては思うんで、そこはまあ、検討の余地があると思うんですが、そういうのは全然、町民わかんないで、やっぱり補聴器を買おうと、いう状況に置かれていると。だから、やっぱり町民には、どうしていいのかわからない現状にあると思いますので、そこを対応お願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 最後に、保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） こう言っては、正しい、補聴器の、正しいと言ってはどうかわかりませんが、購入の仕方ということを、研究して、町民の方に周知はできるかなと

思いますので、研究してまいりたいと思います。

○8番（山岸国夫君） 終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、8番、山岸国夫君の一般質問は終了しました。

続いて、10番、齋藤邦夫君の一般質問を許可します。

10番、齋藤邦夫君。

〔10番 齋藤邦夫君 登壇〕

○10番（齋藤邦夫君） 10番、齋藤邦夫です。

それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。

質問項目は、第1に、年金収入で入居できる高齢者福祉ホーム、仮称ですけれども、の整備について。質問の要旨でございますが、本町は高齢化が著しく、高齢者のみの世帯と高齢者一人世帯は全世帯の35パーセントを占めております。老々介護や認知症高齢者の増加により、在宅介護が困難な世帯が見受けられます。住み慣れた集落も過疎化により地域で支える福祉力の低下を招き、特に冬期間は高齢者世帯や要介護世帯などでは不安を抱えて生活されていると考えます。高齢者の増加・環境条件・介護度等により、それぞれ在宅介護、居宅介護、施設介護が選択されております。安価で年金収入で入居できるグループホームに類する居宅機能を有する施設が必要になっていると考えるところであります。現状と今後の方針について、町長の考えを問います。

二つ目の質問項目であります。地域包括支援センターの機能強化についてでございます。要旨でございますが、高齢者福祉計画に基づき、平成18年度に町直営の地域包括支援センターが開設され、以来、関係者の努力により事業が実施されてまいりました。第8期介護保険事業計画では、今日の高齢者を取り巻く環境と要介護世帯等のニーズや動向を踏まえ、各種施策が提示されております。また、事業量に応じた適切な人員配置、あるいは役割分担など、継続的に安定した事業を実施していくため、定期的に点検を行ない、評価を行なうとされておりますが、この1年間の成果並びに地域包括支援センターの今後の機能強化策についてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 10番、齋藤邦夫議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、年金収入で入居できる高齢者福祉ホームの整備についてでございます。

町では、冬の生活や雪処理への不安を解消し、安心安全な暮らしを確保するため高齢者生活福祉センターで9世帯が入居できる高齢者居住事業を行っており、現在7世帯の方が利用しておられます。

また、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるように、一人暮らし高齢者に緊急通報システムでの見守りサービスを提供している他、除雪支援保険事業などを実施しております。

ご指摘のように高齢者の一人暮らしの世帯数や、高齢者夫婦のみの世帯数の一般世帯数に占める割合が増えてきていることから、令和3年3月に策定しました、只見町高齢者福祉計画では、居住の場の充実を図るべく、高齢者生活福祉センターを活用しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らせるよう、冬季対策にも考慮した高齢者集合住宅の施設など、在宅と施設のそれぞれの良さを併せ持つ、第三の住まいについて検討します、と計画しておりますので、今後も研究してまいります。

併せて、計画の理念である、高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを目指し、高齢者等の日常生活の支援及び要介護状態となることの予防、要介護状態の軽減や悪化の防止となるよう、生活支援体制整備事業を進めてまいります。

また介護保険計画では、地域において高齢者の生活に必要なサービスを提供することで、地域に暮らし続けられるよう各種事業やサービスのあり方、地域の支援のあり方の中でも検討してまいりますのでご理解をお願いいたします。

次に、地域包括支援センターの機能強化についてでございます。

本町では、高齢化が進み、一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増えております。その中で、日常生活の支援のあり方や、ご高齢の方が、老人が老人を介護する老々介護、保健福祉サービスや介護保険サービスなどの公的サービスだけでは対応できない様々な生活課題に高齢者が直面しておられます。また、新型コロナウイルス感染症や災害等、高齢者の抱える不安が増えているのではないかと思います。

こうした中で、高齢者が安心して地域で自立した日常生活を営むことができるように、医療・介護・介護予防・生活支援が包括的に確保されることが重要となりますので、高齢者の抱える多様な相談事に一つの窓口で対応する総合相談窓口となるよう地域包括支援センターの機能強化を図っていく必要があります。

具体的には、令和5年度から地域包括支援センター業務を町社会福祉協議会に業務委託し

てまいります。

民間の社会福祉活動を推進することを目的とする社会福祉協議会では、地域に暮らす住民の方々、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉法人等の社会福祉関係者、保険・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れた町で安心して生活することができる福祉のまちづくりの実現を目指した様々な活動を行っています。

このように地域に身近な社会福祉協議会には、次の四つの観点をもとに地域包括支援センター業務委託をお願いしたいと考えています。

一つ目は、地域住民が抱える多様な相談事にワンストップで対応する総合相談窓口を目指すこと。

二つ目は、社会福祉協議会が提供する在宅介護支援の要である訪問介護サービスと地域包括支援センターの連携による在宅介護の充実を図ること。

三つ目は、町と社会福祉協議会が一緒になって検討していかなければならない成年後見制度の構築による権利擁護の充実を図ること。

四つ目は、社会福祉協議会の持つ地域のネットワークを活かし、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようボランティアの支援受け入れなど、地域ネットワークの充実を図ることです。

令和4年度は、これまでどおり町で地域包括支援センター業務を行います。令和5年度から円滑に業務を社会福祉協議会で引き継げるよう、社会福祉協議会から職員一人の出向を町で受け入れ、連携しながら機能強化を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 再質問を行いたいと思いますが、この一般質問のテーマを選んだことについては、若干、私にもこだわりがございます。再質問をする前に若干申し上げたいと思います。

これはまあ、私が議員になってから、高齢者の世帯を訪れた際に、せっかく造った只見ホームが料金がなくてとても入れないと。とても国民年金ではとても入れないと。そういったことを何度か聞かされまして、実を申しますと、私が役場にお世話になった年に国民年金制度ができました。そんなことがあって、なおさら、そういうことにこだわったわけでありませうけれども、それからもう一つ、私がこだわるのは、介護保険法ができる前に、県下90市

町村の町村長と総務課長が県庁の政庁に呼ばれまして、全国のそういった自治体に説明会が行われました。その際、町長が出席できなかったものですから私が出席しましたが、大体200人くらい集まりまして、地方分権の説明と、それとその介護保険法をつくるんだということで、総務省からお偉い審議官の方がおいでになりまして説明会が開催されたわけでございます。その際、国が説明される内容といたしましては、いわゆる後継者がいない世帯であっても、年にとって何の心配もないと。介護保険料を40歳から納めていけば、年をとって、いわゆるサービス利用料の10分の1、1割を納めれば、何の心配もなく、子供に介護していただくと同じように国が世話をしますという話であったわけでありまして。まあ、その際、いろいろな質疑応答がございまして、食費も、そして居住費も、全て、その保険の1割負担すれば、なんていいますか、サービスを受けられると。各町村のほうからも、私も質問しましたけれども、高齢化するにあたって、国はどの程度の高齢化率を想定するのか。あるいはまた、保険制度がパンクしてしまわないかというような質問出ましたけれども、国は自信を持って心配ありませんということで、結局、平成9年に保健福祉法が制定されまして、12年に施行されたわけでありまして。まあ、7年の説明に行った時は、只見町は29パーセントの高齢化率でありました。平成12年にこれが施行された時には、おそらく34・5パーセント、34パーセントくらいになっておりましたか。そのくらいに高齢化率がどんどん上がってくる時代でありました。とにかく、そういったことで、保健法が制定され、3年に一度の見直しがされて現在に至っているわけでありまして、その際と、最初の制度ができた時と変わっているものに、いわゆる食事も居住費も、どこにいても物を食べないわけにはいかないし、居住空間は必要だということで、それは保険の対象外になってしまいました。そして、介護の段階も5段階から、いわゆる支援という二つの段階が下に、下駄を履かされましたから、そういった意味では若干、サービスの低下があるのではないかなと、(聴き取り不能)なりに考えるわけでありまして。そして、利用料についても1割から2割、あるいは今度は1割から3割の負担というふうに改正されております。これは利用者にとっては決して良い改正ではないわけでありましてけれども、これはもう、保険制度の中で国が決めることですから、なんとも仕方がない状況であります。

ご案内のとおり、国民年金につきましては、安い人ですと60万・50万から100万くらいの間の年金で生活されているわけでありまして。そういった中で、その、国が当時説明した、特老施設に入るには、その年金と、そのサービス料をいただいて、サービスしていただ

くしかないわけであります。1割負担は別といたしまして。そういうことを考えますと、そういった施設に入れたい人がいるわけです。現実には。そういったことを考えますと、それをなんとか支えてやるのは（聴き取り不能）自治体である町しかないわけです。これはまあ、大変な負担ということになるかと思えますけれども、これも只見町で10棟も20棟も必要のわけではないわけです。まあ、せいぜい、2・3棟、多くて2・3棟くらいで済むわけですから、今すぐそれを造ってほしい、造るべきだと私は申し上げているのではなくて、そういうことで困っている人がいるということがあるということをも、町長はじめ職員の皆さんにご理解をいただきたいということで問題提起をしたような一般質問であります、この点について町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 介護保険制度発足前の説明会のことから、介護保険制度が発足し、非常にあの、食費も対象となって、また、負担も10パーセントという中で、将来の介護に不安が少ないような説明の中で当時スタートなされたという経過から、その後、利用者が増えた、対象者が増えたという方、言い方で良いのかもしれませんが、そういったことから食費が対象外になったり、個人の方の負担が増えるということで不安が拡大している実態。また、国民年金の、その年額の問題もございまして、なかなか只見ホームに入居したくてもできないというお困りの方がいらっしゃったというご経験。そういったことから、やはり、そういった方々がいらっしゃるということを改めて教えていただきました。そういった施設も、今、只見町はおかげをもちまして、特別養護老人ホーム等ございますが、そういった中にありましても待機者いらっしゃいますが、でも、経営的には容易でないという片方の事情もございまして。また併せて、これからはできる限り、自宅や、もしくは地域、自宅に近い環境の中で生活していきたいという、誰もが願うことはもっともだと思いますので、そういったこと含めた年金収入で入居できる高齢者福祉ホーム、仮称ではございますが、そういったものを、いっぱいと言っているわけではないというお話でありますし、そういったことにつきましては今後、益々必要な、時代と申しますか、そういったことになってきているのかなというふうなことで認識は同様に受け止めさせていただきました。

ありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） まあ、参考までに、今現在、只見特別老人ホームですか、その待

機者の数、どのくらい、動向ですが、ここ10年間くらいの動向がもしわかれば、ひとつ教えてもらいたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 待機者なんですありますが、只見町で、只見ホームの待機をしている方が、今、2月1日現在ですけれども33人となっております。あさくさホームは21人であります。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 第8期介護保険事業計画ですか、7期も同じなんですけど、その利用者の数を見ますと、ほとんど皆、横ばいになっているわけです。何故、横ばいになるかというと、結局、施設の数が増えなければ施設に入れる人がいないわけです。結局、需要がないわけではないわけです。結局、施設が少ないから、30人なり、何十人なりの方が待機していなければならないということになるわけですが、こういったこともありまして、将来的には要介護の人が少なくなっていくというような統計上の計算もあるそうですが、施設そのものが、10年・20年、あるいは30年経てば、建て替えなり、あるいは新たな施設改造が必要になってくるわけですから、やっぱり待機者がいっぱいいるような状況では困るわけですので、その辺の実態を踏まえて、そういった施設の増設をお願いしたいというふうに考えるわけですが、ただあの、国の補助なり、認定なり、いろいろ制度がありますから、ただ、簡単に造れるわけではないと思いますけれども、ですから私が特別の、そういった福祉ホームというものを町独自で考えていったらどうかという提案でございます。これはあの、今すぐということではなくて、是非、振興計画なり、そういった中で、やっぱり専門的に検討していただきたいというふうに考えるわけです。この答弁書を見ますと、大変前向きに検討されるような答弁でございます。ここにある、第三の住まいというような、大変上手な表現で答弁されていますけれども、こういったものを、よりその、住民の皆さんの要望に応えられるような機能を持った施設にしていきたいと、そのように考えるわけですが、町長のお考えをお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今ほど担当課長から、現在の待機者の状況もご説明させていただきました。そういったことから、本当に大型の、南会津会という社会福祉法人が、今、南会津郡内一体となってやっておりますが、ご存じのように、最初、各広域町村で負担して、地元町

村が8割負担する。残りの2割を負担するというので、只見ホームとか、田島・南郷・下郷。下郷が一番早かったと思いますが、そういったことでできてます。その後、さらに必要だということで、造る時になった時にはもう、そういったルールが、事情が違ってきて、そのルール化できなかったということで、当時、町長の権限でできたのが29人までということで、29人のあさくさホームができました。ので、受け入れとしては良かったんですが、経営状況、十分、皆さん、ご存じのように、毎年毎年、その運営にあたっての予算をお願いする状況になっております。それは必要な予算だということでご理解いただいているということで、非常にありがたいというふうには思っておりますが、そういった実態もやはり考えながらやっていかなければなりません。ので、やはりあの、第三の住まいという表現にさせていただきますが、大事なことは、やはり医療であったり、看護、介護であったり、食事、緊急の場合、様々なその日常生活を穏やかに過ごすために必要なサービスが提供できれば、べつにホームじゃなくても、第三の住まいでも、第三の住まいという言い方使わせてもらいますが、であればいいわけですから。議員おっしゃるように、ここにも答弁させていただいておりますが、その方向に向かって、今までとはちょっと角度が違ってきますけども、目的は同じですから。そういったことで、今後さらに検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 渡部町長は、役場職員時代、医療・保健・福祉、長年、担当されてきましたし、社会福祉協議会ですか、その事務局長もされてきました。その道のベテランでありますから、非常にその辺は心強いわけでありますが、そういった経験を活かされまして、より、その実態に合う内容のものをひとつお考えいただきたいと、このように思います。

続いて、地域包括支援センターの機能強化ということで質問をさせていただきますが、社会福祉協議会に業務委託することによって、一から四つの課題といたしまししょうか、対応できるというメリットをここで掲げておられますけれども、問題は人的な問題とお金の問題だと思いますが、その辺の裏打ちについてはどのようにお考えなのか、ひとつお願いをしたいとします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今まであの、社会福祉協議会といいますと、一番、皆さん、すぐこう、思い浮かべるのが、ホームヘルパーさん、在宅介護でございます。在宅介護でもご高齢の方

に対する身体的な、家事もやっていますが、そういった介護と。あとは障がいのある方、重度障がいのある方、そういったところに対するものがございます。そういった中で、そういった収入によって、今、かろうじて、ヘルパーさんがまだ比較的若いということもありまして、人件費を賄っているという状況でございます。ですが、それはあの、ご利用者様の体調の変化や、対象人数の変化によって、簡単にその金額は変わってきます。そういった側面があります。

併せまして、社会福祉協議会は、それ以外の、これからの時代やっていかなければいけない成年後見制度であったり、様々な日常生活の支援、そういった様々な困りごと相談といえますか、そういったことであるとか、なかなか、人数的に厳しいんですが、その社会福祉という考え方を啓発・啓蒙していくと、そういったことに対するマンパワーが足りません。やはりそこは、先ほどの事業も含めまして、特に包括支援センターの分につきましては、町で、町で財政的裏打ちして、地域包括支援センターの職員は、その人件費とかかる費用は、町でちゃんと支出していかなければならないというふうに思っています。そうでないと、安定的になりませんので、たぶん、お願いしても不安を覚えられて、断られかねませんので、そこら辺の財政的な裏打ちはきちんと相談させていただいたうえで、町がちゃんと裏打ちで支出させていただくというふうに考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 医療や保健福祉の問題につきましては、町長、非常に理解が深いわけではありますが、ただ、あの、ことわざにあるように、幹より太い枝はないと言われます。いわゆる町が幹であって、枝が仮に社旗福祉協議会であれば、いわゆるその委託料ひとつ査定するにあたって、そこで、なんていいますか、金を決めるということになりますと、理解のある首長であれば、それは問題ないわけではありますが、そうでない場合には先細りになってしまうという心配が当然出てくるわけです。そういった意味で、やっぱり親元となる町は、その辺の理解をしっかりと、これはまあ、この問題ばかりでなくて、いろいろな行政の中には枝葉があるわけですが、そういった理解をもって行政にあたるという、そういうその考え方が非常に重要でないかなというふうに思います。今、町長が財政的なものは心配ないという、大変理解のあるお話をされましたけれども、まあ、例えば、ここのスタッフ、3名ばかり計画されているようではありますが、その人たちの、なんていいますか、身分といえますか、そういったものにつきましても、やっぱり十分な理解の下に、採用なり、

派遣なり、出向なり、そういったものを考えていただくように、それはやっていただきたいなど、そのように思います。その点についての町長のご答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 大変大事な心掛けを教えていただきましてありがとうございます。

地域包括支援センターの職員につきましては、専門的な職でありますので、ケアマネージャーさんの資格を持っていらっしゃる方となりますので、やはりそこには、介護保険のほうで出すのか、一般会計で出すのかは別といたしまして、身分がそういう、ちゃんとした職を持っていらっしゃる方でありまして、社会福祉協議会のほうでも正規採用なされるというふうに聞いておりますので、そこはそれに相応しい金額を、どこの会計からは別といたしまして、町がそういう保証といいますか、支出していくということを重ねて申し上げます。

あとは、おっしゃっていただいたこと、大事なことでございます。社会福祉協議会にいる時に、秋田県の藤里町社会福祉協議会に研修に行かせていただきました。たまたま、町長に就任してから東京で藤里町の町長さんにお会いしまして、実は伺ったんですって言ったら、ああ、そうですか、良かったですなんていうことで、ほとんど、秋田県の上のほうですけども、やはりブナがシンボルでありまして、只見町に似ているようなところかなということ、そこは引きこもりゼロのまちづくりということで、非常にその、女性の会長さん、社会福祉協議会の事務局長さん、お二人とも女性でしたが、全国講演されたり、あとキッシュという、ピザに似ているんですが、マイタケキッシュのようなものを社会福祉協議会で販売していたり、そういったことで、あとはそばとか、うどんとかを、社会福祉協議会で店を持ってまして、そこで議員の方は定例議会の時は、ここに皆さん、食べに来ていただけるんですなんてこともおっしゃってましたけども、そういったお店もやっていらっしゃいました。

そして、あとそれ以外に、私あの、社協の職員の時に、郡山に、台風被害の関係でボランティアで1週間ほど行ったことあるんですが、その時にも、大阪とか、兵庫とか、和歌山の職員の方が、皆さん、若くて、皆さん、ほとんどケアマネージャーとか資格持っている人でした。私のように役場終わってから、社協ですなんていう人がほぼいなくて、若い人達で、そこでは、皆さん、いろいろ、お好み焼き売ってますとか、社会福祉協議会ですよって、2回ほど聞き直しましたが、やはり、そういった地域の人に支持されるような、そういった事業もやっていらっしゃいます。ですからもう、障がいある方も隣の魚沼市の、三条市だな、三条市のかもしか病院系統でもやってますが、お昼を出して地域の方が食べていらっしゃる。

コーヒーなんかも出すということで、やはり、そういったことを、自分達のモチベーションが上がる、様々な、コミュニケーションが培われる中で、さらにそれをご商売としているという考え方もありますので、ですから、これからの社会福祉協議会はお金をちゃんと裏打ちも勿論、しますといたしましたから、それは大事ですけども、やはり地域の人に支持される。そして、そこにこう、地域の人も、職員だけじゃなくて参画できる。やはり、そういったものが必要だと思ってます。

藤里の社会福祉協議会では、各区長様とか、そういった団体の事務局も兼ねてまして、そこにパソコンがあって、ロッカー一つずつあるわけです。そうすると、そこに行って、パソコンの打ち方がわからないと、ほかに行ってた若い人が、その人は引きこもりだって言われてたんですが、ようやく出てこられるようになって、そして教えてくれるわけです。そうすると、その方が事務局長に、あんな若い優秀な子どもを仕事ないなんていうことにしておくな、なんて逆に激励されたっていう話も聞いてきましたが、そこであの、様々なコミュニケーション、つながりが広がっていきますので、今はそういった人が、真面目な人欲しいということで、その人が秋田のほうに就職する人が出てきているそうです。ですから、当初はそこまで考えていなかったということですが、あとは今、うちのほうでいえば、例えばむら湯とか、保養センターに近いような建物を社会福祉協議会が指定管理受けて、そこで運営しているという状況もありました。ですから、それ以外にもいっぱいあると思いますが、学ぶべきところと、学ぶべき事柄はいっぱいあると思いますので、そこはあの、気持ちだけ熱くならないように、頭のほうも冷静にしながら、その辺は皆さんと一緒に話させていただきたいなというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 今、大変良い話をお聞きしましたけれども、私のその藤里町には二度ばかり行ってきました。それはあの、只見スキー場と湯ら里を建てる時でありますけれども、その時、企画課長に、半日、熱弁を聞かせていただきまして帰ってきたんですけども、それから特産の社長をやってジュースを作るということで、青森のほうまで出かけた帰りに藤里の保養センターに泊まったんですが、ちょうど湯ら里と同じようなところなんです、その時は、その企画課長が町長になっておられまして、非常にその、やっぱまちづくりに対して意欲的なところで、そのスキー場も安比スキー場と提携してやっているというところで、今その話してもどうにもなりませんけれども、なにせ、非常に意欲的に、（雑音のため聴き取り

不能) ですか、その入り口の町がございまして、話は余談になりましたけれども、そういった地域の福祉向上のためにですね、この、なんていいますか、支援センターが機能強化されるように、ひとつ頑張ってくださいますように申し上げまして一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） これで、10番、齋藤邦夫君の一般質問は終了いたしました。

以上で、今議会で予定しておりました一般質問は全て終了いたしました。

ここで、暫時、休議をいたします。

開始時間を3時15分といたします。

休憩 午後2時53分

再開 午後3時15分

○議長（大塚純一郎君） それでは、休議前に引き続き、会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第2、議案第4号 只見町表彰条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） では、議案の説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○総務課長（増田栄助君） それでは、議案第4号 只見町表彰条例の一部を改正する条例ということで、今回、この表彰条例の改正におきましては、町表彰におきます特別功労表彰に

つきまして、議会の同意案件であるということから、表彰審査委員会の構成員の見直しをさせていただきます。

今ほどお配りをしました資料、新旧対照表になってございますが、ご覧いただきたいと思っております。

まず第5条、表彰審査委員会ということで、第2項におきまして委員の数でございますが、これまで10名となっておりますものを7名とさせていただきます。3項におきまして、委員会の構成員でございますが、ここに第1号としまして、町議会議長、副議長、総務厚生常任委員長ということで挙がってございましたが、特別功労者については議会の同意案件ということでございますので、事前審議等になるということから、今回、この第1号部分を削除をさせていただきます。以下、繰り上げをさせていただきます。第4項におきましては任期を定めてございます。委員の任期2年としてございましたが、1年ということで変更させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第4号 只見町表彰条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第5号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） では、説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（増田栄助君） それでは、議案第5号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正、また、この後出てまいります議案第8号につきましては、職員の給与等に関する報告・勧告の概要ということで、令和3年10月7日に福島県人事委員会より勧告がありましたものに基づいて改正をさせていただくものでございます。

お配りをしました資料をご覧いただきたいと思います。

まず令和3年の勧告のポイントということで、月例給の改定はなしと。特別給、期末手当において0.15月分を引き下げとなっております。人事管理の課題等については4項目、報告をされているところでございます。

下の欄で、職員の給与に関する報告・勧告という中で、月例給のところでございますが、民間給与月額と職員給与月額の差が76円ということになってございます。特別給におきましては、0.14月の差があると。いずれも職員給与のほうが高くなっていたということになってございます。これに基づきまして、2の本年給与の改定等ということでございますが、月例給におきましては職員給与が民間給与を下回ったものの、較差が小さく、改定を行うには十分でないことから改定なしとされてございます。特別給におきましては、均衡を図るため、0.15月分を引き下げ、年間で勤勉手当と合わせまして4.4月から4.25月と引

き下げる勧告がされてございます。実施月につきましては、令和3年12月ということになってございますが、只見町の場合、郡内の市町村等々、足並みを揃えた形で国に準拠してございまして、12月に改定を行わなかったということでございます。その他の課題ということで通勤手当について検討が必要的な報告がされているところでございます。

これに基づきまして、今回、条例を改定させていただく部分でございます。

任期付の職員につきましては、県でも同様となりますが、6月及び12月の支給月数がそれぞれ100分の165となっておりますものを、100分の160とする内容で、年間月数で3.2月とするものでございます。附則におきまして、令和3年度分の改定額、調整額を4年の6月に支給する期末手当に関する特例措置ということで減額調整をさせていただくということで調整をさせていただくものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

8番、山岸国夫君。

賛成討論ですか。反対討論ですか。

○8番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（大塚純一郎君） まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 議案第5号について反対討論を行います。

この任期付職員の給与については、臨時職員の扱いの時、国のほうで制度改定も含めて任期付職員ということになったわけですけれども、しかし、実際のじゃあ、只見町における任期付職員の扱いはどうだったのかということていきますと、前年度よりも、会計年度任用職

員になって給料が下がるという事態もおきました。で、辞めた職員も実際におりました。そういう点では、名前だけ変わって待遇が変わらないと、実態。というのが状況だというふうには私は思っております。そういう点ではやっぱり、働いてる人たちの給料を下げるということは、働く意欲も含めて、意欲なくしていくわけですから、これはあまり良くないと。やっぱり労働者の賃金は適正にやはり管理して、働きがいのある職場にしていくというのが筋じゃないかというふうに思います。そういう筋から言って、これは逆行してますので、私は反対いたします。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで討論を終わります。

これから議案第5号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第5号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第6号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） それでは、議案第6号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用

弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議会議員の皆様の議員報酬につきましては、県議会議員の報酬、期末手当の支給率に倣い、今回改正をさせていただくものでございます。第5条の第2項中で100分の165を100分の160ということで、年間の支給月数を3.2月に改めさせていただくものでございます。附則におきましても、先ほどの議案と同様に、3月分の調整をさせていただくということで、令和4年6月に支給する期末手当の額において調整額を減額させていただく内容でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 特別職につきましては、特別職報酬審議会条例という条例があると思いますが、この条例が今あるのか。それともなくなってしまって、公務員に準ずるようになったのかどうか。そこをお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 特別職の報酬審議会条例はございます。で、条例も生きてございます。ただあの、それにつきましては報酬の部分を協議いただくものでございまして、特別給の部分については、その審議会のほうで諮ってはいないということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 報酬審議会に諮らなくてもいいという、どこか条項があるんですか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 報酬審議会で審議いただく部分については、あくまでも報酬月額の部分というふうに認識をしております。今回の部分については特別給の支給月数の部分でございますので、審議会には諮らなくてよいというふうに認識しております。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

3回目。

○9番（三瓶良一君） それではあの、お伺いしますが、これはあの、福島県あるいは全国、

みんな一律、そういう解釈でやっておられるんですね。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 全国一律かどうかまでは、ちょっと私も存じ上げませんが、只見町の審議会においては、そういったことでこれまでも協議というか、審議会に諮る部分については月例報酬の部分を協議いただいていたということでございますのでご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 三瓶委員の話を聞いておって、報酬審議会は従来、報酬の分について審議したという回答でありましたが、さらにその、これが全国的にそうなのかという話の中では、従来、そうであったので全国のことは知らないよという、はっきりした話でございましたが、議員の報酬を議会で上げるということは常々、お手盛りだという話をよくされるわけですが、そのために報酬審議会にかけたり何かして、町民に対して誤解のないように公平にやってこられたということでもあります。報酬の概念というのは、年間の報酬について、報酬を、というのか、それともその部分的にこうした捉え方でいいのか。これをまあ、お伺いします。

それとあの、おそらく、今の発言で思い出しましたが、只見町の議員は、遡ること、14・5年前、20年近くなりますか、他の町村よりも下げておる経過がありますものですから、その辺も考慮されたのか。これをお伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） まず報酬の部分でございますが、予算でも報酬と、あと手当ということで、予算分けをさせていただいております。そういった部分で月例、月額の報酬を審議会のほうでは審議いただくということだと思います。今回の期末手当については特別給手当の部分であるということで理解をしているところでございます。

二つ目の、減額されている部分について考慮したのかということでございますが、率の部分について、今回、改定をさせていただきたいということでお願いをしておりますので、そういったところまで考慮しての提案ではないということでご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 職員の場合は、さっき、9番さんもおっしゃいましたが、給与という

ことでありますが、議員の場合は、何度も申し上げますように報酬と。ですから、給与、報酬、違います。勿論あの、これは会計年度職員においても、法の2と、その法で、いわゆる片方は給与、片方は報酬ということになっておりますので、報酬と給与というものの配慮について、議員も、それから会計年度職員の第1項でしたか、1でしたね、いわゆる報酬の扱いをされている方。そういった方々について、これについて連動しますので、報酬の概念について、もう一回、どういうふうに報酬と給与を分けておられるのか。これあの、詳しく、会計年度職員の際に通達もありましたので、私はそれなりに見てはおりますが、担当課長の、担当課長というか、町側のほうからお伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） まず報酬という部分でございますが、条例で定めている、議会議員の方々もそうです。そのほか、特別職の報酬条例というものもございます。そういったところで報酬という部分で定めさせていただいている部分について報酬であると。

あと任期付については、申し訳ありません、会計年度任用職員につきましては、制度が変わった時点で、これも賃金というものであったものから給与と報酬というふうに変わってきたということであると、ございますので、そういった認識で我々は事務をさせていただいているということでございます。よろしくお伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 報酬の概念の質問がありました。

○総務課長（増田栄助君） 給与の場合は生活給という部分があるかと思えます。報酬については生活給というものではないというふうに私、認識してございました。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

3回目。

○3番（酒井右一君） 3回目です。

給与と報酬の概念、まさにあの、そういうことでもありますが、近年は、報酬を受けておっても、特別職、今回あの、話題になっているものは、報酬審議会にかかるべき特別職の給与ですので、そうは言ってもその、報酬が生活給として、そういう捉え方も一方ではあるということでもありますので、その辺、しっかりした報酬はどういうものか、給与はどういうものかという区別、完全に断定できないなど、こう思ったものですから、その辺をお伺いしましたが、これはあの、きちっとした報酬と給与の概念を区別をしてやられておるのか。その点について、その点についてというのは、報酬審議会にかけるか、かけねえかという、その

最初の問題に戻りますので、そこをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 職員につきましては、労働争議ができないというようなことで、勧告という形で人事委員会、人事委員会の勧告に基づいて生活給の協議をされているということでございます。これまでも、逆に報酬につきましては、今ほど申し上げましたように、生活給とはまた異なるものということで、その報酬を協議させていただく場合には審議会のほうにかけて、月額を定めさせていただくということでこれまでも対応させていただいたところでございます。

で、今、3番議員おっしゃられるように、生活給になり得る報酬の部分もあるのではないかというようなお尋ねだというふうに思います。その辺は、ご意見を踏まえまして、今後、研究させていただくというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにありませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） すみません。1点お伺いいたします。

今、その条例のところを確認させていただいておりますがですね、只見町特別職報酬なる審議会条例とございまして、第1条のところですね、議員報酬などの額について、と書いてございまして、この、などというのは、報酬以外に何が含まれるのかを教えてくださいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 議員報酬などという部分については、そのほかの特別職の方、町長、というふうに考えて、第1条でございますよね。

○4番（菅家 忠君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○総務課長（増田栄助君） （聴き取り不能）等となっておりますが、その前段に、議会の議員の報酬の額並びに町長というふうになってございますので、一応、報酬という部分を審議いただくということで理解はしてございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） いろんな解釈ができるのかなと思います。特に私は、ここまでなんですけれども、その、たぶん、ほかの議員の方がおっしゃっているのは、その丁寧にやってほしいなというところでもあるのかなと思いますので、などとあるということは、解釈の余裕

があるということなので、いろんな解釈があるということなので、そういったご答弁だとありがたいなと思いますので。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 今ほどのご意見について、踏まえまして今後も対応させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにありませんか。

よろしいですか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論…

3番、酒井右一君。

討論ですか。

○3番（酒井右一君） 討論ですから、原案に反対の討論を行います。

○議長（大塚純一郎君） それでは、原案に反対者の発言を許します。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） これはあの、議案は、議員の報酬ということになっておりますが、以前は特別職として、ほかの特別職と併せてやっております、最近あの、議員ということで分かれたものでありますが、さっきからあの、質問しているとおり、この特別職の審議会条例って、かける・かけないという、その入り口の問題で、報酬という概念では、年間報酬と、それをあの、月ごとに分割をしていただくというふうにまあ、解釈をしております。解釈の仕方というのは、当局側も、我々も、それぞれ、はっきりしたものがない以上、解釈の仕方はやっぱ、ここの4番議員がおっしゃったとおりに丁寧にしていかないとならないんだなど。しかし、実態的にみれば、議員のなり手がなくなるとか、報酬が安いとか、いろいろ言われておりました、なかなか議員のほうから報酬を下げるな、上げろというのは言いにくいことではありますが、しかしながら、現状を考えれば、南会津郡では一番、年間報酬は低いんだということなどから考えて、これ、議案ではないですが、会計年度職員も報酬で生活をされている方がおります。報酬といっても、生活給という側面であるという文献もあります。なもので

すから、私は、これはあの議員の報酬ではありますが、他に波及するということがありますので、これについては現状維持をしたく、反対の討論をいたします。原案に反対です。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を…

○9番（三瓶良一君） 反対、反対。

○議長（大塚純一郎君） 反対。

先、反対、賛成でやりますので、待っていてください。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） 俺、賛成、報酬と給与の話になってますけど、今回の場合はこれ、手当の分ですよ。12月議会に賞与の件で、間に合わないから、勧告あったんだけど多くもらってる、もらったという記憶になってますけど。あくまでもこれ、報酬の条例案ではなくて、今回のやつ、これ、100分の165を160にということで、手当の分の条例案ですよ。そういう（聴き取り不能）ですから、全然あの、私の見解は違ってます。だから賛成です。

○議長（大塚純一郎君） ほかに討論はありますか。

9番、三瓶良一君。

反対者の発言を許します。

○9番（三瓶良一君） 公務員の給与っていうのは、人事院勧告に基づいて出ているんですよ。

増田さん、議員は人事院勧告は適用になっているんですか。なってない。じゃあ、なんであなた、そういう、されたのかな。理解できませんよ。福島県会議員のこのあれは、下げてありますか。下げてる。福島県会は、されたというなら、それはわかりましたが、私あの、これは、報酬というのは、人事院勧告が適用される理由というのがわからないんですよ。どうして人事院勧告が適用されるのかと。そういう条項がどこにあるのかな。それをまあ、ひとつね、総務省なり、何なり、聞いて、そして答弁してください。

○議長（大塚純一郎君） 今、これは、討論ですね。

○9番（三瓶良一君） 討論ですが、討論ですが、ここが一番、法律のポイントですから。

○議長（大塚純一郎君） 先ほどで質疑は終わっております。

今は討論ということで、

○9番（三瓶良一君） 議長、ちょっと待ってくださいよ。

生活給の問題もあったんだけど、まあ、生活給は別として、人事院勧告というものが、議員に対して出されたのか。それとも、特別職について出されたのか。それとも、職員に対して出されたのかと。ここなんですよ。問題は。

そして、もう一つは、町の特別職報酬条例というのは、あなた方が勝手に決められたんでは、これはあったもないもない。その時、当局のほうで、こうしますよと言え、そうになってしまう。特別職というのは、そういうもんじゃない。特別職報酬というのは。それがやっぱり法律の解釈だと。これは私の意見ですよ。後からまた、私、いろいろ勉強してみますが、どうなんですか。私は反対の理由です。それが。

○議長（大塚純一郎君） それでは、他に討論ございませんか。

ありませんか。

それでは、これで討論を終わります。

これから議案第6号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

議案第6号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（大塚純一郎君） 起立多数。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第5、議案第7号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） それでは、議案第7号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一

部を改正する条例ということでご説明申し上げます。

これにつきましても、特別職、町長等の期末手当につきまして、6月・12月の支給月数を100分の165から100分の160に改めて、年間月数を3.2月に減額をするものでございます。

附則におきまして、これも同様に、3年度分の調整額を4年の6月に減額させていただくものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 先ほど人事院の勧告の話。これは人事院は公務員に適用されるもの。

これは間違いないですよ。間違っていたら反論してください。私、また言いますから。そうしたら。これは人事院の勧告は職員に適用されるもの。これは一つ、後から答えてください。

それから、もう一つはね、その生活給ということおっしゃられた。生活給というのは、県会議員の報酬は80何万円ですよ。職員は生活給。そして、議員は報酬だと。ところが、県会議員は一般の公務員より高いですよ。県会議員は。だから、ここを考えると、どうも、総務課長のおっしゃったことは違うんじゃないかなど。

それから三つ目にですね、三つ目は、条例というのは一つの町の法律ですよ。町の法律。それをあなた方が飛び越して、勝手に、そういうことを決めていいのかなど。やっぱり報酬審議会という手続きを踏んで、そして、その了解の下に、ここに提出される。これが私は条例の定めている道だと思うんだけど、そういう手続き、なんでとられないのか。職員とまったく同じにする。基本的なことですよ。基本的なこと。どうですか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 今ほどのお質しでございます。

まず人事院勧告、人事委員会勧告ですが、議員おっしゃられるように、議員の皆様に対して出されているもの。それをそのまま当てはめるというものではないとことは私も存じてございますし、そういったつもりで先ほども答弁させていただいたということではないという

ことはご理解いただければと思います。

先ほどの議案につきましても、県議会の議員の方の期末手当に倣ってといたしますか、それを参考にさせていただいて提案をさせていただいたということでございますので、ご理解いただければと思います。

条例。先ほどの審議会の条例でございます。我々、これまでまあ、月額報酬、報酬額に対しての審議会というふうに解釈をして進めてまいりました。その辺の解釈の違い等につきましては、なお、研究をさせていただきたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） あのね、私言ってるのは、条例っていう、町の法律をつくる場所なんです。議会は。そこでつくられた条例。報酬審議会。そういう手続きを踏まないで、職員が勝手に上げたり下げたりということになれば、これは怖いことになる。そこを言ってるんですよ。生活給だとか、報酬だとかと、いうことは、それは別にしたって、その一番根幹になる法の在り方、法の運用の仕方。ここが問題だと。だから、私はそういう誤ったことをやらないで、ちゃんと手続きどおりに、条例で決められたとおりの手続きをとって、そしてやられる。それが嫌だったら、それは廃止の手続きとられるべきですよ。条例がなければ、人事院勧告と、即、議員の報酬に当てはまるという解釈に立たれるならば、そういうことをやられるべきだ。私はちょっと、もっと勉強をしてもらいたい。そうでないと、基本的なことがみんな崩れてしまいますよ。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 審議会に諮る部分については、これまでも報酬の部分であるというところで、手当に関する支給月数。そういったものについては審議会での審議はされてこなかった。そういった認識でこれまで進んできたものでございます。今のご意見につきましては、なお、内部で研究をさせていただきたいというふうに考えます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

○9番（三瓶良一君） 研究してください。

○議長（大塚純一郎君） そのほかにもございませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 今さらという話ですが、議案第7号の、町長等という、この職という

のは、確認のために、どの職にあたるかお聞かせください。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 副町長と教育長でございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 恐れ入ります。すみません。先ほどのお答え、今、条例見ておりますが、副町長が入っておりますが、間違いないでしょうか。目的のところは、町長、副町長、教育長と書いてあるんですが、私の間違いでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） この、今出ている議案第7号の町長等については、副町長と教育長と町長、3名の部分であるということですが。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

9番、三瓶良一君。

反対討論ですか。

○9番（三瓶良一君） 反対討論です。

○議長（大塚純一郎君） はい。どうぞ。

○9番（三瓶良一君） 今、総務課長が、これから勉強しますということでありました。やっぱり条例というものは、きちっと守られるべきだと。そういう点で、勉強されるというならばきちっと勉強していただきたい。この報酬の額がどうのこうのという問題ではありません。条例がちゃんと条例どおりにやられているかどうかと。条例が不用だったら廃止すればいいんですよ。そして、ある限りはちゃんと条例に基づいて運用されるというのが法治国家の大原則ですから。そのことを指摘して反対いたします。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それではこれで討論を終わります。

これから議案第7号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第7号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第6、議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） では、議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、議案第5号で申し上げました人事委員会勧告に基づく改正となっております。第21条において、6月・12月期の支給月数を100分の125から100分の117.5に改めるものでございます。同条第3項中の部分につきましては再任用職員の部分になります。再任用につきましては100分の67.5を100分の65に改めさせていただくものでございます。附則につきましては、3年度分の減額を4年の6月に減額調整をさせていただく特例措置を定めさせていただいております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 過去5年間の、この人事院勧告に基づく、いわゆる期末手当についての実態どうだったのか。過去5年間お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 答弁できますか。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 申し訳ありません。お待たせしました。

勧告、給与改定でございます。平成28年につきましては、期末手当におきまして、4.15から4.25へ0.1月の引き上げ。平成29年度におきましては4.25から4.35へ、また0.1月の引き上げ。平成30年におきましても4.35から4.4への0.05の引き上げ。令和元年におきましても4.40から4.45、0.05の引き上げでございます。令和2年におきまして、4.45から4.40へ0.05の引き下げというふうに5年間は経過をしております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

8番、山岸国夫君。

反対の討論ですか。

○8番（山岸国夫君） 反対です。

○議長（大塚純一郎君） それでは、原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 反対討論です。

先ほどの議案5号でも一部言いましたけれども、やはりあの、職員の給料、先ほど5年間述べてまいりましたが、これでいくと2年間、減額が続くという状況になります。私はこの人事院勧告制度そのものが、やはりあの、国家公務員、地方公務員の給料について規定し

てしまう。いわゆるこれは争議権を奪ったうえでの措置で、戦後措置でありました。そういう点では、やはりこの間の国家公務員の給料を見てもみると、ずっと何十年にもわたって、マスコミを通じて給料の削減の大キャンペーンが張られて低く抑えられるという状況になってきております。そういう下ではやっぱり、この職員が展望を持ってやっぱり働ける、先ほど生活給という話もありましたけども、そういう給料を保障する。そして同時に、町の経済にとっても循環型といけば、やはり給料が低ければ循環型のお金は町の中でまわりません。これが低ければ低いほどいいということ言えば、逆に今度は、今、町内の様々な会社でも給料が低くて当たり前という概念になってしまったんでは、将来展望あるやはり人材が確保できない。で、おしらせばんでずっと続いて記載されているように、一般質問でもありましたように、ずっと募集企業が変わっていない。その金額が低いという状況に町のそれぞれの会社、置かれております。そういう点ではこれ以上やはり、給料は下げるべきじゃないというふうに私は思いますので反対いたします。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 番、佐藤孝義君。

○1 番（佐藤孝義君） これは、おそらくあの、民間と公務員の比較で人事院は決めたことだと思います。ここ2年間、コロナの影響で民間企業は、公務員はあまり影響ないと思うんです。同じにきていますから。民間企業はもっと厳しいんです。だから、こういう非常事態には当然、公務員、我々も特別職でございます。やっぱり、民間に配慮する気持ちが大切かなというふうに私は思います。で、賛成です。

○議長（大塚純一郎君） ほかに討論はありませんか。

それではこれで討論を終わります。

これから議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第7、議案第9号 只見町会計年度職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） では、議案第9号 只見町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

これまでご審議いただきました職員の給与に関する条例の中でも出てまいりましたが、職員については3年度分に遡りまして期末手当の調整をさせていただくことになりました。で、会計年度任用職員についても職員に倣っている部分ではございますが、今回の改正につきましては適用しないということで、附則におきまして令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用除外ということで、職員で減額調整する部分については会計年度任用職員については適用しないということをご定めます。よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） よく聞こえなかったもので、これは資料ないですかね。ない。

22条のあれかな。パート・フルタイム、両方含めて、この勤務時間条例の一部を改正する条例では、その現状を維持するということを言ってるのかな。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 令和4年に支給する部分については職員と同様になりますが、職員については3年度分に遡って減額調整をさせていただくんですけれども、その減額調整をする部分については適用しないということで、令和4年分から期末手当の支給率には変更させていただくということをご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） そうすると、これ、資料あればありがたかったんですが、いわゆる2

2条職員の縦分けつけずに、フルもパートも併せて、遡及適用はさせないで、令和4年度から減額適用するということであるわけですね。その際に、減額適用するとき、それは給与の改正なり、その議会に対する議決を要する案件になりますか。これで議決してしまうということですか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 元々、会計年度任用職員の期末手当等につきましては、職員の部分を準用させていただいております。で、今ほど議案第8号において、4年度からの支給率については議決をいただきました。4年度からは新たな支給率で支給をさせていただきますが、職員と同じように3年分に遡って3年度分を調整するということはしないということの附則の追加ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

3番、酒井右一君。

3回目。

○3番（酒井右一君） なんでこだごどわがねえだって怒られるかもしれねえが、会計年度職員の特にあの、パートが多いわけで、パートについては15分差でフルになれないと。そのために期末手当は支給されない現実があって、さらにその諸手当も報酬であるので、旅費があっても報酬だというような解釈で私は勉強してきましたが、今の話を確認しますと、いわゆる任期の定めのない職員、17条職員というんですか。これについては遡って不利益を対処されるけれども、いわゆる22条職員については1も2も関係なく、22条職員については来年からやるんだということと、来年からやるにあたっては、給与表に準じてやるんで、改めて議会の議決を要しないという説明であったわけですね。わかりました。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） おっしゃるとおりでございます。

なお、パートの職員であっても、勤務時間等によって支給される職員もございますので、パートだから全て支給されないということではないこともご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第9号 只見町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第8、議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 議案の説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（増田栄助君） それでは、議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の改正につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴いまして、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行う内容でございます。

今ほどお配りをさせていただきました資料に基づいて説明をさせていただきたいと思っております。

まずあの、育児休業することができない職員ということで、第2条にございます。この中

のアの（ア）ですね。任命権者を同じくする職、引き続き在職した期間が一年以上ある職員以外の職員ができないということになっておりました。ちょっとわかりにくいことで申し訳ないんですが、6ヶ月等の契約期間の場合には取得できなかったというものでございますが、その部分を緩和をさせていただいてございます。一年未満の部分でも取得できるようになったということでございます。で、部分休業することができない職員という部分についても同様で、引き続き一年以上である非常勤職員という部分について削除をさせていただくと、一年未満でも取得できるということになってございます。

で、裏面でございますが、19条と20条が新たに追加をさせていただいております。

19条におきましては妊娠または出産等について申し出があった場合における措置ということで、申し出があった場合には、その職員に対して育児休業に関する制度、その他の事項を知らせるとともに、意向の確認、面談等の措置を講じなければならないということになってございます。第2項としまして、申し出たことによって不利益な取り扱いが受けないようにしなければならないということで定めさせていただいております。

続きまして、第20条でございますが、勤務環境の整備に関する措置ということで、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、三つ掲げてございます。一つには研修等の実施。あと育児休業に関する相談体制の整備。その他育児休業に関する勤務環境の整備に関する措置ということを追加で記載をさせていただいているということで、取得しやすい環境にしていかなければならないということで条例を改正させていただくものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） ちょっと、非常にわかりづらいというか、例えばまあ、緩和したという説明でしたが、例えばですよ、これ、書いてありませんが、これが連続した場合、例えば、これ1年6ヶ月ですか、まで取れるんですよ。連続する可能性あるわけですよ。例えば第2子。そういった場合はあれですか。どうなりますか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 引き続き雇用が継続するという場合であれば、それは引き続き取

得することが可能になります。ただあの、職においては、3年なら3年で本当に終わってしまふというような場合には、その任期が終了してしまいますので、継続はできないことになってますが、同じく継続して契約をさせていただく場合には休暇等についても継続をさせていただくということでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 職員の不利益になったり、利益になったりすることで非常に敏感になって申し訳ないんですが、あれですか、今、7番議員がおっしゃったことのほかに、これはあの、次のいずれかに該当する常勤勤務を要する職員でない職員。これにはあの、会計年度職員も含む。それから、いわゆる任期付職員も含むと。任期付職員はおっしゃるとおり、例えば任期の4年を経過、3年半ていうんですかな、経過した段階で1子をもうけられて、その1歳6ヶ月の間に第2子ができて、第2子は数えればそこから一年半ですから、任期の5年なら5年が過ぎるわけですが、それについては自動退職というか、自動失職というか、どういう扱いになるんですかね。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 任期の定めがある場合でございますが、任期を更新するということも勿論ございます。そういったことで、任期が同一任命権者で引き続き雇用される場合には、先ほど申し上げましたように、その休暇等も引き続き継続をさせていただくということになります。ただ、勤めていらっしゃる職そのものがなくなってしまって任期が継続できないという場合にはその場で、その場というか、その時点で休暇等の扱いも終わることにはなりますが、基本的には継続をさせていただくということでございます。

○議長（大塚純一郎君） 今、納得できる回答でなければ、もう一回、回数に含めないで、わかりやすく質問してください。

○3番（酒井右一君） 説明の仕方が悪かったかもしれません。端的にじゃあ、具体的に言います。5年という任期で採用される任期付職員。専門的な知識を持った人等の5年の間に、5年が過ぎれば、もう一度、任期付職員になるか、やめるかということなんだろうが、3年半くらいの時に、第1子ができて、そこから1年6ヶ月ということの間にまた第2子ができるといふことで、その第2子ができた時から、またさらに1年半でしょうから、その間と

いうのは、いわゆる、当然、最初に取得した任期付職員である権利を期間を超すわけです。超した際に、それはあの、退職という扱いになるのか。継続しなければ、その任命権者はどういう扱いをされるのかという、自分がその立場になって聞いたところであります。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 契約期間の途中で、ということだと思います。で、その育児休業を理由に次の契約を交渉しないということではできません。ただ、元々の任期が定められてまして、その5年後に同じ職がなくなるというような場合には、その場で終わりということになります。育児休業があるからそれを理由として、そこで契約を終わるということではできないというふうに認識をしております。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） わかったと思いますが、わかったのが、理解がこれでいいかどうか、もう一回確認しますが、任期付で5年を取得して職に就いていたものが、いわゆる育児休業中に、その5年を迎えても、それは任期に編入されないと、育児休暇の間は任期に算入されないで、育児休暇を除いた期間の5年間、その職があればですよ、その職があれば、その職があれば育児休業の期間休んだとしても、その5年間というその期間に、そこから差し引かれると。わかりやすく言うと、例えば犯罪を犯した者が海外逃亡をした際に、例えばその、その間の刑期が算入されないみたいな話がありますが、そういうことであって、育児休業を続けていって5年を過ぎても、5年を過ぎた分について、その5年の任期に算入されないというふうに受け取ったんですが、それでいいですか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 任期はあくまでも任期の5年ですので、それは育児休業の間もその任期は算入になります。ただ、それを理由に次の、じゃあ5年、契約をしないとか、そういう不利益なことはできないということでご理解をいただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

3回目、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） なかなか難しいんですが、あくまでも例として5年という任期で採用された者について今申し上げております。その5年という任期は任期として育児休業であっても期限がくれば、任期付という条件ですから、これは離職するという事で、ただしその、そういった職が存在すれば、再応募をして、その採用をされるということですか。そうすれ

ばその再応募する期間に育児中であれば、その誰かしらがそこに採用されますから、それも妨げないということですね。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） おっしゃるとおりだと思います。任期はあくまでも任期。で、その更新にあたっては、その手続きはとりますが、それを理由にして更新しないというようなことはない。更新といいますか、再採用といいますか、採用しないということはないと、ということでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第9、議案第11号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 議案の説明の前に、資料の配付の許可を願います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（横山伸成君） それでは、議案第11号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

説明につきましては、ただ今お配りさせていただきました条例の、一部を改正する条例の概要と、あとその後ろに付いております新旧対照表のほうで説明をさせていただければと存じます。

まず概要のほうから説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、の趣旨としましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、未就学児に係る国民健康保険税の均等割の減額措置のための改正という中身でございます。

その下、子育て世帯の経済的負担軽減の観点ということで、国保制度において未就学児の均等割を軽減をしていくというものでございます。

軽減措置の枠組みでございますが、対象は全世帯の、国保全世帯の未就学児となります。未就学児に係る均等割の保険料、只見町では保険税ですが、この5割を公費により軽減をしていくというものでございます。

その下の四角い黒枠の中でございますが、これが未就学児に関わる均等割の軽減のイメージを作ったものでございます。

まず、この枠の中の一番右、軽減無しと書いてあるところから説明をさせていただきます。

まず軽減無し世帯でございますと、その世帯の中にいる未就学児につきまして、半分を公費で軽減するというのでございますので、半分、5割を軽減をするというものでございます。そして、その左隣に2割軽減とございますが、これは2割軽減を受けている世帯でございますが、ここにつきましては既に均等割で2割軽減を受けております。そうした時に、残り8割の半分という考え方になるんですけども、半分なんで4割の軽減がされるということで、合わせて6割の軽減となるということでございます。その左、5割軽減世帯についてですが、既に5割の軽減を受けているということになりますので、残りの半分なので2.5割がまた追加で軽減をされまして、合わせて7.5割の軽減になるというものになってござい

まして、一番左が7割軽減でございますが、残り3割の半分ですから1.5割が追加されまして、8.5割の軽減になるというもので、という未就学児の均等割の軽減の、こういうような形で軽減になるというような、のイメージになってございます。

その下、現状の対象世帯については、この日現在でこういう状況だということで、これ、季節によって変動もしますので、参考というぐらいで捉えていただければと思います。

その下のモデルケース試算例でございますが、一応、軽減無し世帯という前提で試算例を作ってみました。世帯主、35歳で農業所得で200万。妻1名で、娘1名ということでなっております。これを令和3年度までの金額と、あとまあ、同じ条件で、これ、令和4年4月1日から施行させていただきたいというものなんですけども、同じ条件で、じゃあ、令和4年度からなった場合の比較ということでちょっとやってみたんですけども、大体まあ、同じ条件で比較すると、上の①・②対比ということで、この金額、未就学児1名についての減額になる、軽減無し世帯の場合ですが、このような金額になるということでございます。

続きまして、一枚めくっていただきますと新旧対照表があるかと思いますが、こちらのほうでも説明させていただければと思います。

まず新旧対照表の2ページ目でございます。上に、第22条とございますが、今度、3ページ目に入りまして、3ページ目の下、すみません、改正後の左側の欄のほうで説明をさせていただきます。3ページ目の下のほうで、第2項、第22条の第2項が追加されて、下にこう、棒線がずっと振ってある、6行ぐらいあるかと思うんですが、ここで未就学児についての減額する額についての規定を定めてございます。

続きまして、4ページ目でございます。4ページ目上段から、(1)のほうが、これが医療分に関わります減額する額。で、ア・イ・ウ・エとあるかと思うんですけども、アが7割軽減、イが5割軽減、ウが2割軽減、エが軽減無しということになってございます。で、(2)のほうでございますが、こちらが支援分に関わる減額になります。で、これもア・イ・ウ・エについては、アが7割軽減、イが5割軽減、ウが2割軽減、エが軽減無しということで、軽減額についてここで定めてございまして、ここでは(1)(2)のエの欄をちょっと見ていただきたいんですが、(1)のエで10,300円とありまして、(2)のエで5,050円とありまして、これ、医療分と支援分二つ足しますと15,350円ですか、なりまして、それが、あっちいたりこっちいたりで申し訳ないんですが、表紙にあります条例の概要のほうにございますところで、ちょっともう一度、この試算例のところでご説明をさせてい

ただきたいんですが、①番の令和3年度までの均等割については、この家族3人ですので、3人掛ける30,700円という計算でございましたが、この改正後につきましては、この世帯、3人世帯ということでして、世帯主と妻の分につきましては従前のおり二人掛ける30,700円でございますが、娘さん、4歳の方ということで、これにつきましては一人掛ける30,700円、掛ける、この場合、軽減無し世帯ですので、5割軽減ということになりますので、0.5ということで、その金額が15,350円ということになってございます。

すみません。また新旧対照表のほうに、の4ページ目に戻っていただきまして、あと、この今回の未就学児に関わる均等割の軽減につきましては、この第22条の2で定めたところでございます、この4ページの第22条の2以降、最終ページまでにつきましては、その改正に伴います文言の改正ということになってございます。

併せて、1ページのほうでございますが、これも改正に伴います文言の整理ということになってございます。

以上、未就学児の均等割にかかります、軽減にかかります国保税条例の一部を改正する条例の説明はこれで以上とさせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 何点かお伺いいたします。

資料で、こちら、予算のお話、その金額の話になってくるんですけども、今現在が、対象が17名で、対象世帯12世帯ということでよろしいでしょうか。

先ほど、一般質問のほうで保健福祉課長のほうからご答弁があったところの、国保の人数が、令和3年度は992人であって649世帯。それが今現在はこの数字になっているということでお間違いないでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 一応あの、この日現在ということでございますので、これで間違いはないです。季節によってちょっと変動あるんですが、人数全体的に減っているのは

間違いないです。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） ちょうど私も国保でございまして、最近、国保を勉強いたしまして、概要としましては均等割が今、0歳児だろうが30,700円かかりますので、それが負担がない方には5割軽減ということで15,350円が一人あたり軽減されるよということの制度だと思っております。で、私、第2子生まれまして、いろんな方にお祝いもしていただきましたし、町からもいただいているんですけども、10万円、一時金いただいたとしてもですね、国保、まあ、私、家内の分と、子供が二人いるので、大体9万円ぐらいが、いただいたお金が全てそっちにいくというのが、最近やっと感じて、今までは社会保険というものに扶養に入れていたので、その10万円というものは一切なく、実際に国保の立場になって、その国民健康保険というものの金額というものがよくわかるようになりましたので、そのうえでですね、制度の部分というのが、ほかの自治体ですね、今は国のほうでこの4月1日から未就学児に関して半額の減額をしましょうという制度であると思うんですけども、その以前にですね、各自治体で国民健康保険、特に子育てを力を入れていらっしゃるどころだとか、例えばあと、移住を促進しているようなところ、子育て世帯の方々に来てくださいというようなところに対して、18歳まで全額無料ですよという自治体があるんです。で、それが福島県内ですと白河市と南相馬市というふうなものがあります。そこの二つはそのような制度をとっているようです。財政のお金の話をしますと、例えばその17人の対象なんであれば、その15,350円の17人というのは、今回の国民健康保険の予算の5億円のほんの0.0何パーセントではないかなと思いますので、今回の議案に関してはとても賛成ですので、そういった視点ですね、国保の全額の予算の配分に対して、少しあの、そういうふうな拡充、関係人口だとかということもあってもいいんじゃないかなというところでもございまして、なので、そういったところの確認でありましたので、人数の確認ということでそのご質問をさせていただいたので、予算の規模も確認させていただいたので、私のほうの質問はすみません、以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 実態は包み隠さずお知らせしたほうがよいかと思ひまして、現状の対象世帯ということ、また対象人数ということで、今回お示しさせていただいたところでございます。確かに全体数から見ると少ないというところは感じられるかなと思います。

その中で、先ほどの一般質問の中でもございましたが、どうしてもこう、全体的に高齢化された方が入るケースが多いというところがまあ、こういう数字からも見えてくるのかなと思います。今、教えていただきました、白河、南相馬までの取り組みにつきましては、ちょっとこの後、研究をさせていただきたいと思います。ですが、まあ、今回につきましては国のほうで、まず、これもまあ、市町村会のほうからも上げていた要望ではあるんですけども、このような形で軽減をするという枠組みを示されたということで、まずこれにつきましては、このような形で改正をさせていただければということで、今あの、ご提案いただきました件につきましては、白河の件ですとか、ちょっと今後、研究させていただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第11号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第10、議案第12号 ただみ・モノとくらしのミュージアム条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長、馬場一義君。

○教育次長（馬場一義君） 議案第12号 ただみ・モノとくらしのミュージアム条例につきましてご説明申し上げます。

まず第1条であります。設置目的でございます。国指定重要有形民俗文化財に指定された会津只見の生産用具と仕事着コレクション及び地域の民族・歴史・考古・美術・文学・文化等に関する資料の収集、保存、調査及び研究、展示、活用により、町民が郷土の文化財への理解を深め、教育及び文化の振興並びに地域の活性化に寄与することを目的として設置をするということでございます。

第2条で名称、ただみ・モノとくらしのミュージアム。位置につきましては、大字大倉字窪田30番地でございます。

第4条のほうでは、職員につきまして規定をしております。ミュージアムに、館長、事務局長、学芸員及び事務職員その他必要な職員を置くというふうになってございます。

それから、業務に関しましては、第5条のほうの第1項から第5項に規定させていただいております。

それから、第6条、入館料であります。ミュージアムの入館料は無料とする。ただし、期間を定めて特別の資料を展示した場合等において、その維持運営のために教育委員会が必要と認めるときは、対価としての入館料を徴収することができるということで、企画展等実施した際に徴収する場合があるということになります。

それから、第7条のほうには、運営協議会を設置することについて触れております。

それから、第8条は、入館の禁止等ということで、館の運営に影響が及ぶような場合には退館を命ずることができるということでございます。

それから損害賠償、第9条で、教育委員会が相当と認めた損害を賠償する場合があるということになります。

それから附則の中で、会津只見考古館条例。こちらの廃止。それから考古館に関する記述がある条例等の名称を、只見考古館運営委員をただみ・モノとくらしのミュージアム運営協議会委員に改める。それからまた附属機関条例の一部改正で、考古館をミュージアムのほうに改めるといったようなことを附則のほうで規定させていただいております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） この条例、わかりました。

二つほど、これ、大変重要なものが展示されておまして、夜間あるいは休日、管理人がいない状態があるかどうかと。まあ、それ、そうした場合にはどうするのかなということをお伺いします。

それから二つ目は、例えばあの、有名な山下清さんとか、そういった方のその作品の展示というか、そういったことができるのかどうかと。あるいは有名な方でなくても、あっても。いわゆる作品の展示を、その町以外、所有者以外の方がお借りしてできるかと。

この2点お伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、馬場一義君。

○教育次長（馬場一義君） まずあの、24時間、職員がいるということはありませんので、無人になる時間帯がございます。そういったことに備えまして、当初予算のほうに防犯カメラの予算を提案させていただいております。

それからあと、町内外の方の作品展示。これにつきましては、館の運営自体としては、これ、可能でありますので、状況に応じてそういったものも企画をしてみたいと考えます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

それでは、6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 附則のほうで、只見考古館条例は廃止するというので、今度は考古館とただみ・モノとくらしのミュージアムを一体的に管理運営するということのようにですが、第4条の、職員に館長、事務局長、学芸員及び事務職員、その他必要な職員を置くというふうな規定になっておりますが、現実的にオープンした場合の体制。

それからあと、考古館の時は、考古館条例の他に条例施行規則の中で、休館日ですか、休館日を11月24日から翌年4月19日までということで、開館を積雪のない時期、いわゆる夏場に限って開館しますというふうな形で規則で今までやられてきておりますが、このモノとくらしのミュージアム条例、今後、規則も定められて実際の運用されると思うんですが、

どのような開館というか、そこら辺も想定されるのか教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、馬場一義君。

○教育次長（馬場一義君） まず、運営体制でございますけども、こちらまだ確定ではございませんが、非常勤の館長、それから学芸員、事務局長は町職員で予定してございます。それから事務職員としての町職員。こちら、常時、館にいるかどうか、それも含めて、来週検討することになっておりますが、そのほかに、会計年度任用職員としての施設管理のための職員を想定をしているところでございます。

考古館の場合は冬期間閉鎖、閉館をしておりましたが、この施設に関しましては通年での営業を想定して準備をしております。それで、定休日に関しましては基本、月曜日。月曜日が祝日の場合には翌平日というような想定をしております。それから開館時間につきましては9時から5時まで。ただし、最終入館時間は4時半を想定してございます。

○議長（大塚純一郎君） 6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 従来の考古館、本当、冬場になると休館。実際のところ、非常勤の館長もおられたり、それから管理されておりました職員の方もおられたんですが、やはり雇用の関係で、一時雇用、季節雇用みたいな感じで、なかなか人選というんですか、継続して、そういう施設のいろいろ、紹介なり案内も含めての部分もあったんですが、大変、人が継続して、同じ方がいらっしやらない部分もあったのかなという部分あります。今回、通年ということで、冬場もやられるということで、あと一般質問でもありましたけども、重要文化財、大変貴重な資料でありますので、有効的、効果的な活用を是非お願いするようにはできたいと思います。

それから、体制なんですけど、どうしても教育委員会の職員の専門職員とか、兼務とかの部分あるんですが、実際にあそこに体制として勤務する職員というのは、非常勤も含めて何名になるんですか。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、馬場一義君。

○教育次長（馬場一義君） これに関しましては、まあ、人事配置の関係もありますので、まだ確定はしてませんが、非常勤の館長、それから常勤の学芸員、そして、事務職員、会計年度任用職員を2名予定したいと思っておりますが、これについては人事配置の関係、それから応募状況によって変わってくる場合があるかと存じます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

それでは、8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 6番議員と関連している中身なのですが、このただみ・モノとくらしのミュージアム条例。この、前一度、議員と当局含めて学習会やった記憶あります。これは、博物館という位置づけで行うという中身の説明だったと記憶してます。で、博物館にすると、当然、入館料は取れないと。無料だと。で、学芸員もきちっと配置しないと、これは博物館法で決められているという中身だったと思います。

今の説明だと、学芸員は常勤ということで、これは常勤の、正規の職員になるんですか。会計年度任用職員になるんですか。一つはその、博物館法の規定のとおり運営するののかという点の一つ。

それと、そういう点でいけば、博物館だと学芸員の配置ということで、学芸員については正規の職員なのか。任期付職員なのか。そこを答弁お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） ただみ・モノとくらしのミュージアムの今後の運営等でございますが、まずあの、先ほど教育次長のほうで、6番議員からのご質問で開館時間とかというものが、質問もありましたが、今、9時とか、9時半とか、ちょっとその辺もですね、施行規則の中で今検討しているところなので、はっきりまだ決まってないというところをご理解いただきたいというふうに思います。

それであの、休日もそうですが、今後、施行規則、それから管理運営規則等々、細則を詰めてまいります。

そしてあの、8番議員の山岸議員からお質しのありました博物館。これはあの、先般、昨年11月でしたか、勉強会を開催させていただきました。今後、登録博物館を目指していくということで目標を立てております。現在、施設ですが、まだ完成しておりません。文化財室という部屋の増築。それから内部の展示工事もまだ途中であります。ですので、まだあの、完全な状態ではありませんので、そういった中で7月の開館を目指して、今、供用開始を、4月から供用開始をしたいということで、ここでお願いしております。ですから、今後、登録博物館の、なる条件がありますので、それに沿って、施設、それから展示、運営方法。それから職員体制。そういったものを条件を整えていきたいというふうに考えております。なお、学芸員、4月からの採用としております学芸員については、地域おこし協力隊ということで予定をしております。まだあの、手探り状態というところなんです、なんとかあ

の、今、専門部会の人に最大限、協力をいただきまして、なんとか早いうちに完成することで、そのうえで登録博物館を目指すということで、今後手続きを進めていきますのでご理解とご協力をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 時間を延長して会議を続けます。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それではこれで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第12号 ただみ・モノとくらしのミュージアム条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎延会の宣告

○議長（大塚純一郎君） ここでお諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労様でした。

(午後 1 7 時 0 0 分)